

消 防 予 第 294 号
令和 7 年 7 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「火災予防分野における技術カタログ」の更新について（通知）

消防庁では、点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」において、応募のあった技術の評価を実施の上、従前の点検方法に代替できると認められた技術及び効率化等に資すると認められた技術について、「火災予防分野における技術カタログ」としてとりまとめ、公表することとしています。

今般、新たに認められた技術について、「火災予防分野における技術カタログ」に追加しました。（掲載 URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>）

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

連絡先

消防庁予防課

（設備係） 明田、関、新田

（企画調整・制度・防災管理係） 奥田、辻、中西

電 話：03-5253-7523

E-Mail：yobo@soumu.go.jp

火災予防分野における 技術力タログ

総務省消防庁

バージョン情報

[illegible]

本カタログについて

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検、同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防火対象物の点検及び同法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防災管理対象物の点検（以下「各種点検」という。）については、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、アナログ規制の見直しについて、可能なものから順次措置することとされました。

これを踏まえ、消防庁では、随時新たな技術を取り入れるため、各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」において、点検基準に対する公募技術の適合性の評価を実施し、当該会議において適合性を有すると認められた技術及び点検要領に記載されている点検方法を効率化、省人に資すると評価された技術を「火災予防分野における技術カタログ」としてとりまとめました。以降、本カタログに掲載する技術の更新に応じ、適宜改訂してまいります。

本カタログに掲載の技術は「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号）に規定する「新たな点検技術等を用いた点検方法」、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号）及び「消防法施行規則第 51 条の 14 で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 37 号）に規定する「判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法」として位置づけられ、所定の使用方法に適合する形で利用する場合に限り、一定の点検項目において代替することができるものですので、個々の点検事案に適した点検方法を選択するための参考資料として活用してください。

なお、本カタログへの掲載は、個々の点検事案全てにおいて十分な効果が得られることを消防庁が保証するものではなく、また、これらの利用を推奨、斡旋するものでもありません。

本カタログ記載の内容をご理解の上、点検業務の効率化等にご活用ください。

【目次】

第1 掲載技術の利用における留意事項

第2 既定の点検方法の代替となる技術

1 消防用設備等点検

2-1-1. 放送設備のリモートメンテナンスサービス【TOA株式会社】

2-1-2. 自動火災報知設備の遠隔点検システム【株式会社 Bit peeps】

2-1-3. 自火報チェッカー「スマホで発報」を使用した感知器動作点検

【有限会社加藤電工】

2-1-4. 施工・点検ツール（自動火災報知設備等用）【能美防災株式会社】

2 防火対象物点検・防災管理点検

2-2-1. 密閉空間監視システム（撮影・温度測定・アラート・センシング機能）

【株式会社アーモス】

2-2-2. 防火対象物点検及び防災管理点検におけるリモート点検

【アークリード株式会社・株式会社リコー】

第3 点検作業等の効率化等に資する技術

3-1. ドローンに搭載可能な加煙試験器【能美防災株式会社】

※ 分類ごとに応募があった順に掲載

第1 掲載技術の利用における留意事項

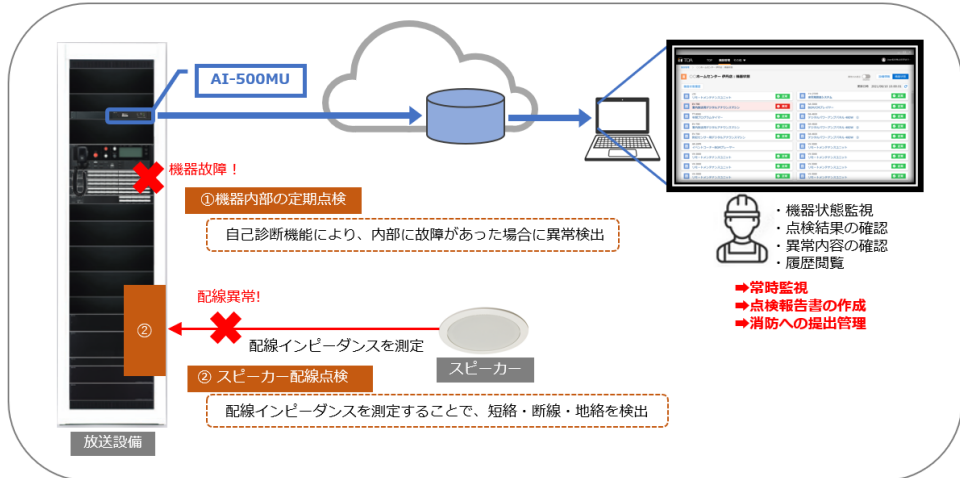
掲載技術の利用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- 掲載技術は、記載の使用方法等を十分確認した上で適切に運用すること。
- 本カタログに掲載の技術を使用して点検を行う場合でも、点検項目の最終的な適否については、当該技術の使用方法、適用条件等を把握した上で、点検者が責任を持って判定するものであること。
なお、各種点検の点検者については、各法令に基づく資格を有するものであること。※
- 本カタログに掲載の技術を活用するか否かについては、点検者が判断するものであり、消防庁がその活用を推奨、斡旋するものではないこと。
- 掲載内容及び機器の仕様に関する苦情、紛争等への対応は、掲載技術を応募した者が行うものであり、消防庁は何らの責任を負うものではないこと。
- 個人情報や、事業所のセキュリティー等の法人情報の取扱いについては、点検者及び点検依頼者の間で適切に処理されるものであること。
- 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

※ 消防用設備等の点検については、消防法施行令第36条第2項に規定する防火対象物以外の防火対象物を点検する場合を除く。

第2 既定の点検方法の代替となる技術

1 消防用設備等点検

対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	非常警報設備（放送設備）		
企業情報	名称	T O A 株式会社				
	所在	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号				
	担当 部署	グローバル開発本部 商品戦略室		TEL.	0797-71-2211	
				Email	rsup@toa.co.jp	
掲載年月日	2024 年 9 月 10 日		掲載期限	2030 年 3 月 31 日		
本技術を適用 できる点検項目	放送設備の点検要領 別紙 1 第 1 4 非常警報器具及び設備の「技術カタログ運用範囲」のとおり 配線の点検要領 別紙 2 第 2 6 配線の「技術カタログ運用範囲」のとおり					
特徴・概要	■特徴 非常警報設備（放送設備）の内部の自動点検機能により、機器の異常を検出することによって故障箇所を早期発見する。消防用設備等点検の点検方法の一部を代替する技術である。また、リモートメンテナンス専用ユニットを接続することにより、遠隔地での状態監視や通知、記録の確認が可能となる。 リモートメンテナンスサービス  図 1. リモートメンテナンスサービスのイメージ ■概要 消防用設備等点検時に、リモートメンテナンスサービスで正常な状態を確認することで、対象の点検方法について代替できる技術である。 本技術が搭載されている非常警報設備（放送設備）では、内部の自動点検機能により消防用設備等点検の一部の点検項目と同等の点検が、常時監視、定期点検（1 日に 1 回）として行われている。機器内部で異常が発生した場合は機器操作部の表示灯が点灯し異常履歴に記録される。また、リモートメンテナンスサービスを活用することで、異常発生時にメールで管理者に通知することもできるため、遠隔にて即時把握することができる。PC 画面で故障箇所や発生した時間も確認できるため、点検後の保守メンテナンスに必要な調査費用が不要となり設置者（例 建物所有者）の負担も軽くなる。 ① 機器内部の定期点検 非常用放送設備の本体操作部に内蔵されている自己診断機能は、機器内部の配線や機能に異常があった場合に記録、通知する機能である。本体操作部に PC または通信端末（リモートメンテナンス専用ユニット）を接続することで、異常発生時の部位や履歴などの詳細情報が確認できる。 なお、本体操作部の CPU が故障するなど遠隔監視が継続できない場合は、通信端末の死活監視機能が一定間隔で本体操作部からの応答を確認しているため、遠隔でも常に正常であることが確認できる。					

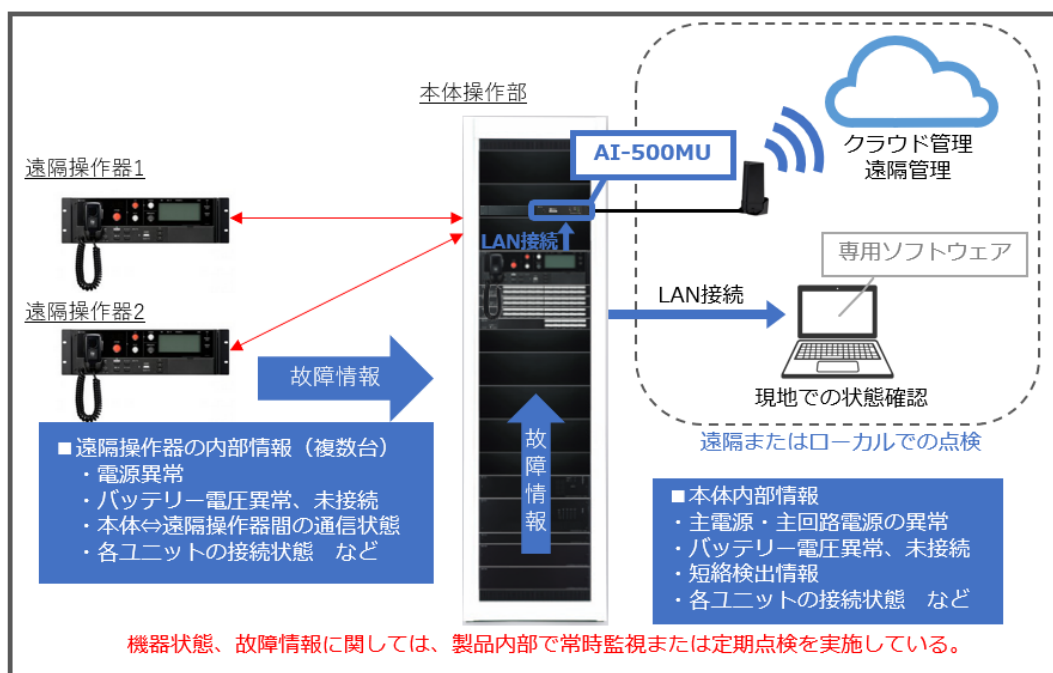


図2. 機器内部の定期点検の概要

② スピーカー配線点検

非常用放送設備の本体からスピーカーまでの配線（スピーカー配線）の短絡、断線、地絡の状態を自動で検出する技術である。短絡、断線は、パイロットトーン（※検査用信号）を使用しているため音声警報音を鳴動することなく検出でき、正常時の状態を測定したりファレンスと、定期的なインピーダンス測定結果を比較して異常判定を行う。地絡は、スピーカー配線とグランド間の電圧検出を行うことで異常判定する技術であり、従来、絶縁抵抗計により回線毎に測定確認を行っていた点検を自動化することができる。これらの技術により、別表第26 配線の点検の基準に規定されている、接続状態や絶縁抵抗などの測定を実現している。

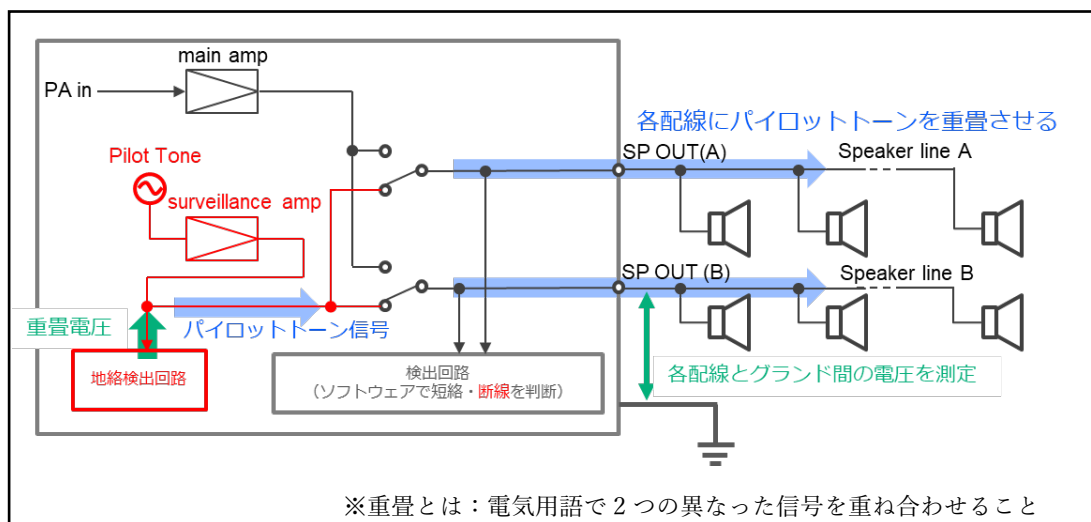


図3. スピーカー配線点検の概要

使用方法・
適用条件等

【使用方法】

放送設備にリモートメンテナンス専用ユニットを搭載し、遠隔地において PC 操作を行う。もしくは現地で本体操作部に PC を接続する。自動点検結果の異常に関する記録を消防用設備等点検時に確認する。
点検者は設備点検の各項目（絶縁抵抗など）の自動試験結果に異常がなければ、点検票の判定結果欄に○と記載する。異常があれば、×と記載する。
※遠隔監視による点検の代替を行う場合は、次の機器を上記の非常用放送設備に接続する。

○リモートメンテナンス専用ユニット

品番：AI-500MU
品名：メンテナンスユニット

【本技術を使用した点検方法の例】

■遠隔地において、PC 操作を行い点検する場合

1. リモートメンテナンスサービスの利用
通信端末（PC 又はスマートフォン）の WEB ブラウザで専用サイトにログインする。
2. 機器状態の確認（機器状態の監視・異常発生履歴の閲覧）
専用サイト表示から施設名を選択し、対象設備一覧から機器状態・異常発生履歴を確認する。
3. 対象設備に関する点検結果の確認
専用サイトからログをダウンロードする。
PC の専用ソフトウェアでログを読み込み、点検項目に該当する機器の状態（動作履歴、接続状態、作動状態等）を確認する。
4. 放送設備の点検表に記載する。
点検実施者が点検表に判定結果を記載する。

■本体操作部に PC を接続し、点検する場合

1. 機器状態の確認（機器状態の監視・異常発生履歴の閲覧）
PC の専用ソフトウェアで機器状態・異常発生履歴を確認する。
2. 対象設備に関する点検結果の確認
PC の専用ソフトウェアでログを読み込み、点検項目に該当する機器の状態（動作履歴、接続状態、作動状態等）を確認する。
3. 放送設備の点検表に記載する。
点検実施者が点検表に判定結果を記載する。

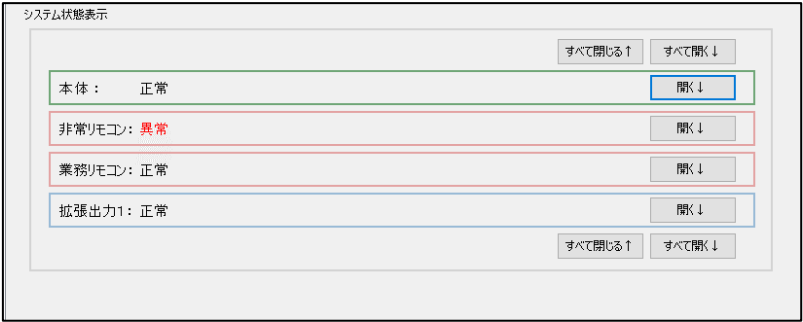


図 4. 専用ソフトウェア画面 1



図 5. 専用ソフトウェア画面 2

	【適用条件】 本技術を搭載しているのは、次の非常用放送設備である。 なお、本体操作部及び増幅器に「①機器内部の定期点検」の技術を搭載しているため、接続した遠隔操作器や増設用増幅器も同様に点検を行うことが可能である。 <u>○FS-A2500 シリーズ</u> 型名：FS-A2500 型式番号：認評放第 2022～5 号 製造者名：TOA 株式会社 <u>○FS-2500 シリーズ</u> 型名：FS-2500 型式番号：認評放第 30～6～1 号 製造者名：TOA 株式会社 <u>○FS-1000 シリーズ</u> 型名：FS-1000 型式番号：認評放第 25～109～3 号 製造者名：TOA 株式会社 ※「②スピーカー配線点検」の技術を適用する場合は、VX-3016F/VX-3008F/VX-3004F のユニットが上記の非常用放送設備に接続されている。または非常用放送設備のジャンクションパネルに同等機能が搭載されていること。 ※遠隔監視による点検の代替を行う場合は、次の機器が上記の非常用放送設備に接続されていること。 <u>○リモートメンテナンス専用ユニット</u> 品番：AI-500MU 品名：メンテナンスユニット 【資格要否】 設置工事 不要 消防用設備等点検 点検資格者による点検が必要な防火対象物の場合は、消防設備点検資格者等の資格が必要 【必要構成人員】 最低 1 名 ※点検実施時 【購入・リース】 購入 【不具合時のサポート体制】 クラウド：メーカー対応（営業日中） 放送設備：保守契約業者（契約による） 【機器の校正】 不要 【その他】 なし
技術詳細 URL	<u>○リモートメンテナンス専用ユニット (AI-500MU)</u> https://www.toa.co.jp/products/prosound/remote_maintenance_service/ai-500mu.htm <u>○FS-A2500 シリーズ</u> https://www.toa.co.jp/products/ss/fs-a2500s/ <u>○FS-2500 シリーズ</u> https://www.toa.co.jp/products/ss/eqepa/fs-2500s.htm <u>○FS-1000 シリーズ</u> https://www.toa.co.jp/products/ss/eqepa/fs-1000s.htm <u>○VX-3000 シリーズ</u> https://www.toa.co.jp/assets/files/pdf/catalog/b-186(20.11).pdf

その他参考画像
等



図 6. 本体操作部



図 7. メンテナンスユニット AI-500MU

更新履歴

第14 非常警報器具及び設備

1 一般的留意事項

- (1) 複合装置に内蔵している起動装置、ベル及びサイレン、表示灯については、それぞれの点検項目により行うこと。
- (2) 連動停止スイッチが設けられているものにあつては、連動停止にしておき、音声警報音又は火災音信号が鳴動することによって起動信号を確認すること。
- (3) 音声警報音にあつては、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して、感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うものがあること。
- (4) 地区音響装置を省略している自動火災報知設備と連動しているものにあつては、当該自動火災報知設備の鳴動方式によること。

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技術カタログ運用範囲 (TOA株式会社の自動試験機能付きを使用 する場合に限る。)
非常電 源（内 蔵型 の もの に 限 る。）	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。	イについては自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。
	表示	目視により確認する。	所定の電圧及び容量の表示が適正にされていること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。（内部の電圧測定機能による確認）
	端子電圧	非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計又は回路計により確認する。	電圧計等の指示値が規定値（電圧計にあつては、赤線目もり）以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、電圧計による確認を代替できる。（内部の電圧測定機能による確認）
	切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、スイッチ遮断による確認を代替できる。
	充電装置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。	自動点検を実施した日時と、履歴を確認し点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。

					(※異常な発熱があった場合は、充電を停止する機能をもっているため、正常に充電されていることをもって確認できる。)
	結 線 接 続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	自動点検を実施した日時と、履歴を確認し点検結果に不良がないことを確認することにより、目視、ドライバー等による確認による確認を代替できる。
非 常 ベ ル 及 び 自 動 式 サ イ レ ン	起 動 装 置	周囲の 状 況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
		外 形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。	
		表 示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。	
		機 能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。	
	操 作 部 及 び 複 合 装 置	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	

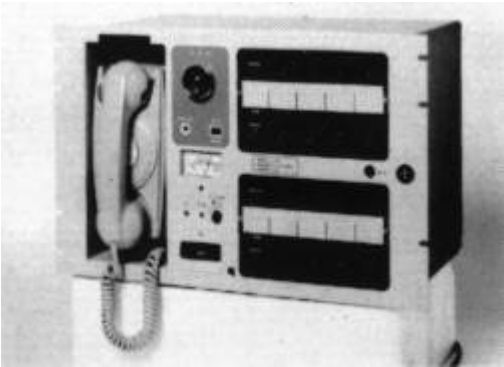
			第 1 4 - 1 図 操作部及び複合装置の例	
表 示	目視により確認する。	ア スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。		
電圧計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。		
スイッチ類	目視及びドライバー等により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。		

			る。		
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。	
		継電器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。	
		表示灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。	
		結線接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
		接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。	
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。	
	ベル及びサイレン	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。	
		音圧等	起動装置の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 ※ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあつては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。	
		鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 起動装置の操作により全館の音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 m ² を超える防火対象物に設ける音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。	

				(7) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (4) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (5) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ 相互鳴動の場合 2以上の操作部又は複合装置が設けられている防火対象物の音響装置は、いずれの操作部又は複合装置からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する音響装置は、機能が正常であること。	
	表 示 灯		目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。	
放 送 設 備	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 起動装置である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。	
		外形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。	
		押しボタン等	押しボタンの操作により確認する。	操作部において音声警報音又は火災音信号を発すること。	

		自動火災報知設備の発信機及び非常電話	音声警報音を発しないものは、非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、火災音信号が鳴動すること。 	
			音声警報音を発するものにあっては、自動火災報知設備の発信機又は非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送が行われること。	

第14-2図 非常電話（子機）の例

		非常電話及び操作部（親機）の操作により確認する。	操作部（親機）の呼出し音が鳴動し、相互通話が明瞭にできること。  第14-3図 非常電話（親機）の例	
		2以上の非常電話の操作により確認する。	操作部において任意の選択が確実に行われ、選択された以外の非常電話には話中音が流れること。	
	自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）	自動火災報知設備を作動させて確認する。	ア 音声警報音を発しないものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、火災音信号又は音響装置が鳴動すること。 イ 音声警報音を発するものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、感知器発報放送を行い、感知器発報放送後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送を行うこと。 （ア） 発信機又は非常電話からの信号 （イ） 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあっては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号 （ウ） 非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動した旨の信号 （エ） 放送設備で設定された時間が経過した旨の信号 ウ 出火階表示灯が点灯すること。 エ 出火階表示灯は、火災信号が復旧するまで点灯していること。 オ 相互に機能障害がないこと。	

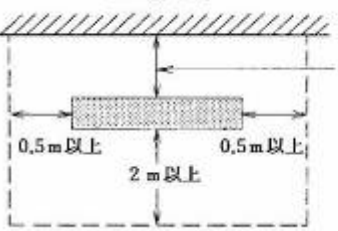
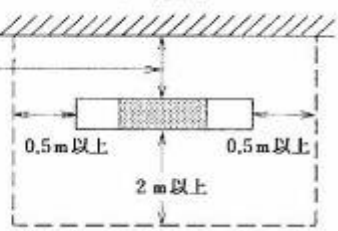
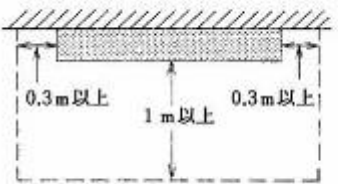
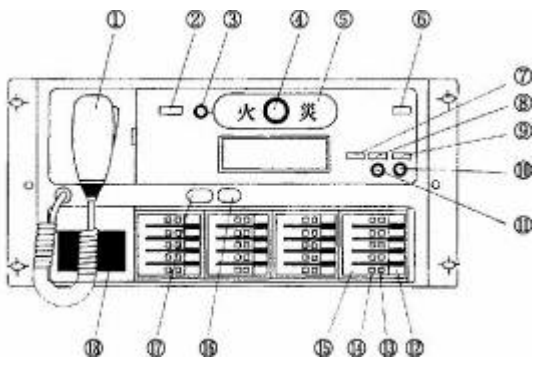
増幅器、操作部及び遠隔操作器	周囲の状況	目視により確認する。	ア 周囲に使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。 イ 操作部又は遠隔操作器のうち一のものは、常時人がいる場所であること。 ア 自立型  イ 自立型  ウ 壁掛型  (点線内は、必要な空間) ：増幅器、操作部及び遠隔操作器 第14-4図 使用上及び点検上必要な空間の例	
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。  ① マイクロホン ② 主電源表示装置 ③ 非常復旧スイッチ ④ 非常起動スイッチ ⑤ 火災表示 ⑥ 発報連動停止表示 ⑦ 発報放送表示 ⑧ 火災放送表示 ⑨ 非火災放送表示 ⑩ 非火災放送スイッチ ⑪ 火災放送スイッチ ⑫ 放送階選択スイッチ ⑬ 階別作動表示／短絡表示 ⑭ 出火階表示 ⑮ 表示カード ⑯ 放送復旧スイッチ ⑰ 一斉放送スイッチ ⑱ モニタースピーカー 第14-5図 操作部及び遠隔操作器の例	

		表 示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。	
		電圧計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。	イ、ウについては自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。（内部の電圧測定機能による確認）
		スイッチ類	目視及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。	自動点検を実施した日時と、履歴を確認し異常が発生していないことを確認することにより、目視、開閉操作による確認を代替できる。
		保護板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。	
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。	溶断については自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。 （ヒューズ溶断検出機能を搭載）
		継電器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。	自動点検を実施した日時と履歴に異常がないことを確認することにより、目視、試験装置による確認を代替できる。
		計器類	電圧計及び出力計をスイッチ等の操作及び放送することにより確認する。	指針の作動が正常であること。	
		表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。	
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	自動点検を実施した日時と、履歴を確認し内部配線の異常が発生していないことを確認することにより、目視、ドライバーによる確認を代替できる。

		接 地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。	断線については自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視、回路計の測定による確認を代替できる。
		回路選択	階別選択スイッチは報知区域ごとに操作し、また、一斉放送スイッチを操作することにより確認する。	選択された回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、一斉放送スイッチ操作による確認を代替できる。
		2以上の操作部又は遠隔操作器 (2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)	操作部又は遠隔操作器を相互に作動させることにより確認する。 同時に通話できる設備により確認する。	一の操作部又は遠隔操作器を作動させた場合、相互の機能が正常であり、報知区域並びに操作部又は遠隔操作器の表示が適正であること。 相互の呼出し及び通話が明瞭であること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、遠隔操作器を相互に作動させることによる確認を代替できる。

	遠隔操作器の連動（遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）	操作部及び遠隔操作器のいずれかの操作スイッチを操作することにより確認する。	ア 操作部及び遠隔操作器の継電器、モニタースピーカー、出力計等が正常に作動すること。 イ 遠隔操作器の起動操作により、一斉放送が確認できること。 ウ 遠隔操作器の回路選択スイッチの操作により任意の階に放送できること。 エ 遠隔操作器のモニタースピーカーにより、放送内容の確認ができること。 ※ モニタースピーカーが内蔵されていないものにあつては同一室内に設けられたスピーカーでモニターできること。	イ、ウについては、自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、いずれかの操作スイッチを操作することによる確認を代替できる。
	非常用放送切替	一般放送状態にしておき、非常用放送を行うことにより確認する。	一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 25 条の 2 第 2 項第 3 号りに規定するもの）であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、非常用放送の切替による確認を代替できる。
	地震動予報等に係る放送切替（地震動予報に係る放送を行う放送設備に限る。）	地震動予報等に係る放送状態にしておき、火災放送を行うことにより確認する。	地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うこと。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、火災放送を行うことによる確認を代替できる。

		回路短絡	警報音を放送した状態で、回路短絡を行うことにより確認する。	短絡した回路にあつては、短絡保護回路が遮断し、かつ、短絡した旨の表示がされるとともに、他の回路には異常がなく放送されていること。 ※ 遠隔操作器にあつては、中央管理室に設けるものを除きスピーカー回路の短絡の有無を表す表示装置は一括でもよい。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、回路短絡を行うことによる確認を代替できる。
		音声警報音 (音声警報音を発する放送設備に限る。)	起動操作することにより確認する。	感知器発報放送、火災報放送及び非火災報放送の音声警報音に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※ 音響装置を付加したものにあつては、「連動停止」の状態で行うこと。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、操作することによる確認を代替できる。
		火災音信号 (火災音信号を発する放送設備に限る。)	起動装置を操作することにより確認する。	火災音信号に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※ 音響装置を付加したものにあつては、「連動停止」の状態で行うこと。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、操作の代替による確認を代替できる。
		マイクロホン (音声警報音を発する放送設備に限る。)	操作部等において音声警報音を鳴動させてマイクロホンによる放送を行うことにより確認する。	マイクロホンによる放送の起動と同時に音声警報音が停止すること。また、マイクロホンによる放送が終了と同時に、音声警報音が鳴動開始すること。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、マイクロホンによる放送を行うことによる確認を代替できる。

		る。)			
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。	
スピーカー	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。		
	取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。		
	音圧等	操作部又は遠隔操作器の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。		
	鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 全館のスピーカーが一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 (ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ 相互鳴動の場合 2以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている防火対象物のスピーカーは、いずれの操作部又は遠隔操作器からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合		

				再鳴動機能を有するものは、機能が正常であること。	
		音量調整器	非常放送状態で音量調整器を操作して確認する。	音量調整器の調整位置にかかわらず、非常用放送が有効に行われること。	
	表示灯		目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。	
警鐘及びゴング等	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
	外形		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。	
	機能		聞き取りにより確認する。	有効に報知できること。	

3 総合点検

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）
音響装置及びスピーカーの音圧	音響装置及びスピーカーの取り付けられた位置の中心から前面1mの位置で騒音計（A特性）により確認する。	ア ベル及びサイレンの音圧が90dB以上であること。 イ スピーカーの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。ただし、音声警報音を発しないものは、90dB以上であること。 ウ 音声警報音を発する放送設備のスピーカーの音圧は、第2シグナルにより測定すること。
総 合 作 動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。	火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 ※ 非常電源に切り替える場合は、常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断して行うこと。

第26 配線

総合点検

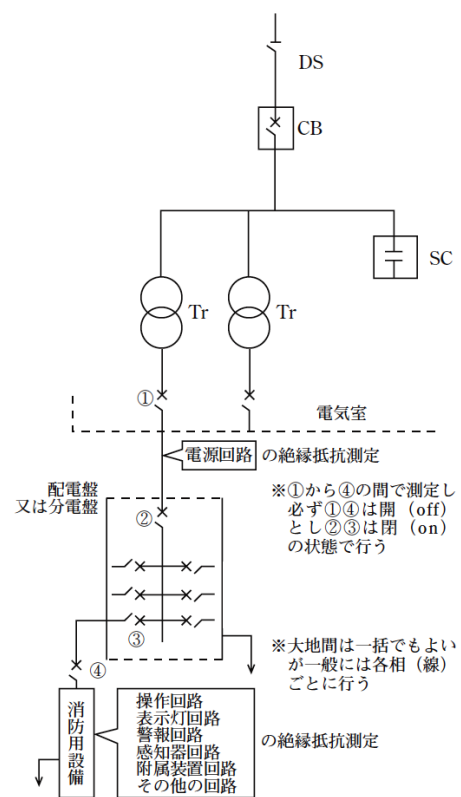
点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 ・ 留 意 事 項 (※)	技術カタログ運用範囲 (TOA株式会社の自動試験機能付きを使用する場合に限る。)
専 用 回 路	目視により確認する。	ア 消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。ただし、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項第4号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第16号の規定によりIP電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部に火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨の表示があり、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。	
開 閉 器 及 び 遮 断 機	目視により確認する。	ア 損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。 イ 接続部が確実に接続されていること。	イについて自動点検を実施した日時と点検結果に断線がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。
ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。 ※ ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第37条に基づいて取り付けられていること。	溶断の項目について自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、目視による確認を代替できる。
絶 縁 抵 抗	(1) 測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第26-1図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。 (2) 側定時の結線は、第26-2図のように行う。 (3) 低圧電路にあっては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵	電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、附属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第26-1表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。 ※(ア) 静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電気を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。 (イ) 静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。 (ウ) 測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。 (エ) 測定器は水平にして測定すること。 (オ) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。	自動点検を実施した日時と点検結果に不良がないことを確認することにより、絶縁抵抗計を用いた測定による確認を代替できる。

抗値を 100V、125V、250V 又は 500V の絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。

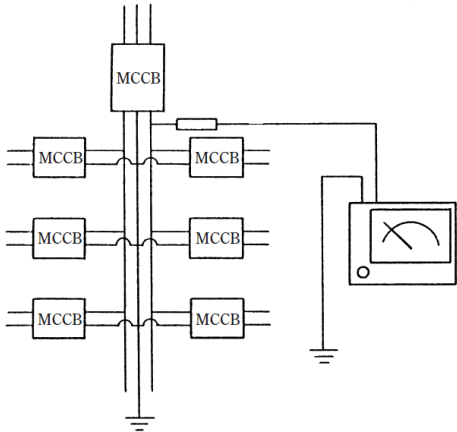
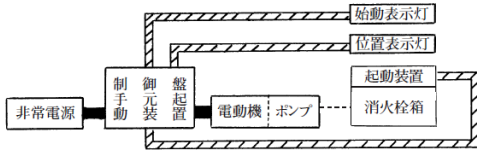
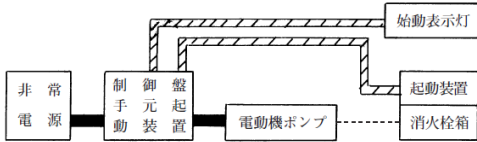
- (4) 高压電路にあつては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を 1,000V、2,000V 又は 5,000V の絶縁抵抗計を用いて測定する。

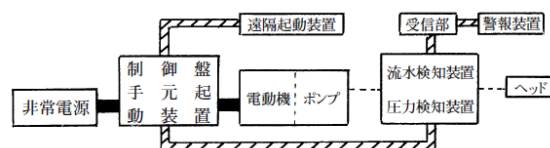
第 26－1 表

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値 [MΩ]
300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1
	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2
300V を超えるもの		0.4
3,000V 高压電路		3
6,000V 高压電路		6

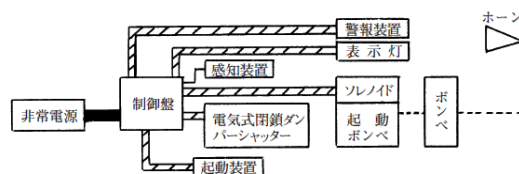


第26-1図 測定箇所

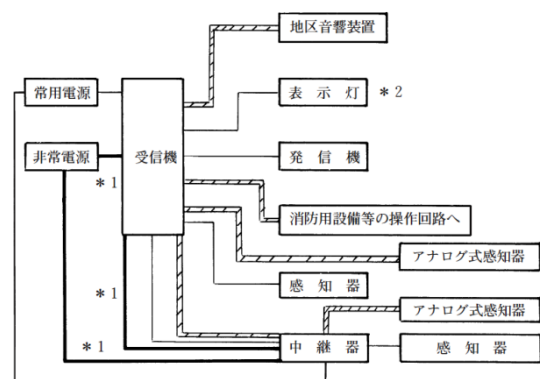
		 第26-2図 測定時の結線例	
耐 熱 保 護	目視により確認する。	ア 電源回路にあっては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はM I ケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋設（耐火電線又はM I ケーブル以外の電線を用いる場合）されている場合は、その埋設部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。 イ 電源回路以外（操作回路、警報回路、表示灯回路等）にあっては、耐火配線又は耐熱配線であってその保護部分に損傷等がないこと。 ア 屋内消火栓設備  イ 屋外消火栓設備  ウ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備	



エ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備



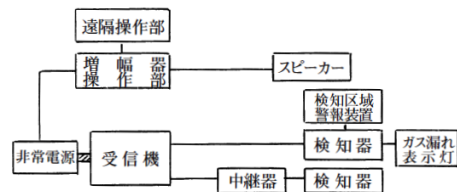
オ 自動火災報知設備



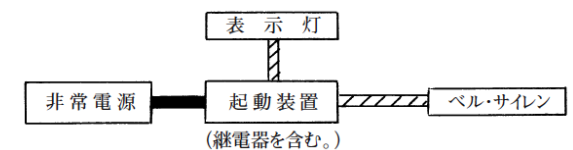
注 * 1 中継器の非常電源回路(受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。)

* 2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

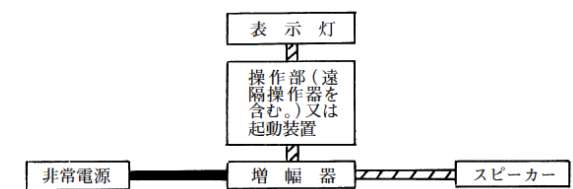
カ ガス漏れ火災警報設備



キ 非常ベル、自動式サイレン



ク 放送設備



ケ 誘導灯



コ 排煙設備



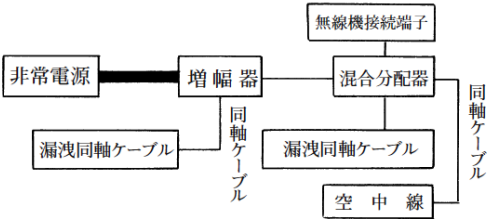
サ 連結送水管



シ 非常コンセント設備



ス 無線通信補助設備



(注) 太線は耐火配線、斜線は耐熱配線、単線は一般配線、点線は水管又はガス管を示す。

第26－3図 耐火・耐熱保護配線の範囲

第26－2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

	電 線 の 種 類	工 事 方 法
耐火配線	600V二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 EPゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル CDケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1. 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15 cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。

			耐火電線 M I ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。		
			600V二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E P ゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル C D ケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケープル 架橋ポリエチレン絶縁ポリ エチレンシースケープル ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケープル ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケープル E P ゴム絶縁クロロプレン シースケープル バスダクト	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工 事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設する ものに限る。）により敷設されていること。ただ し、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフ ト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と 共に敷設する場合は、相互に 15 cm以上隔離する か、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつて は、この限りでない。		
		耐 熱 配 線	耐熱電線 耐火電線 M I ケーブル 耐熱光ファイバーケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。		

対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	自動火災報知設備の遠隔点検システム		
企業情報	名称	株式会社 Bit peeps				
	所在	兵庫県西宮市能登町 12-67-312				
	担当	代表取締役		TEL.	0798-20-7904	
	部署	如南 友博		Email	jonan@bitpeeps.co.jp	
掲載年月日	2025 年 7 月 7 日		掲載期限	2031 年 3 月 31 日		
本技術を適用 できる点検項目	ある					
特徴・概要	【特徴】自動火災報知設備等の受信機等の地区表示灯による感知器等の動作確認、警戒区域の確認、通話装置の点検等は、通常 2 名以上で実施している。本システムを利用することにより、1 名で遠隔にて発報状況の確認、通話試験を行うことが可能となる。P 型 1 級、P 型 2 級の受信機等が設置可能な規模の防火対象物であれば、1 名での点検が可能となり、点検時の省人化に寄与できる。 Before After 【概要】 ①地区表示灯の遠隔確認 カラーセンサーによって、感知器動作時の受信機の地区表示灯を検知し、スマホにアラートを通知。受信機の前で作業員が目視確認してトランシーバーで喋ってるかのように通知する。受信機の種類はメーカーを問わない。古い受信機にも対応可能  ②カメラセンサーによって、インターフォン親機や液晶画面など画像をスマホで遠隔確認できる  ③電話ケーブルを繋いで通話試験  ④点検実施のログ情報取得  ・表示灯を検知し自動で音声通知！復旧呼出！ ・遠隔で目視確認！ ・ボタン制御  iOS/Android					

防火対象物の規模及び設置されている消防用設備等により、本システムによる作業の効率化、省人化の効果には差がある。下図のとおり。

■点検の効果

・自動火災報知設備システム例と本システムの効果

①P型2級
・小規模建物②P型1級
・小中規模建物③P型1級複合
・工場/倉庫など④P型1級インターフォン
・マンションなど

本システムの効果：◎

◎

○

◎

⑤P型1級非常放送
・大規模建物/ホテル⑥R型非常放送
・大規模建物

・自火報設置建物件数:約275万件(H30消防白書)、うち非常放送システム設置件数:約41万件(電気設備学会誌2013年4月)、主に対象となる自火報と非常ベルのシステムが約230万件。

・非常放送システムとR型は点検時は操作が複雑で受信機前の作業が必要で効果は小さい

・全てのメーカー受信機に対応

△

△

参考として自動火災報知設備の受信機前での作業例を以下に示す。

■各システムの自火報前での現場作業員と2名で行う既存業務

①P型2級
・小規模建物

受信機前作業員の業務

- 警戒区域の確認
- 非常ベル停止ボタン

②P型1級
・小中規模建物

- 警戒区域の確認
- 非常ベル停止ボタン
- 通話試験

③P型1級複合
・工場/倉庫など

- 警戒区域の確認
- 非常ベル停止ボタン
- 通話試験
- 有事に連動停止ボタン

④P型1級インターフォン
・マンションなど

- 警戒区域の確認
- インターフォン確認
- 非常ベル停止ボタン
- 通話試験

⑤P型1級非常放送
・大規模建物/ホテル

- 警戒区域の確認
- 非常ベル停止ボタン
- 非常放送操作
- 通話試験
- 消火栓ランプ確認

⑥R型非常放送
・大規模建物

- 警戒区域の確認/R型操作
- 非常ベル停止ボタン
- 非常放送操作
- 通話試験
- 消火栓ランプ確認

使用方法・
適用条件等

【使用方法】

受信機の地区表示灯等が火災信号等の入力に対して正しく点灯することを確認する。問題がなければ、ICT ユニットの火災受信機本体又はその近傍に設置する。火災地区灯の正面にセンサーを設置、通話試験用ケーブルを接続した後、ICT ユニットを起動する。火災試験等を行い、感知器の動作確認時に本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで受信機の表示確認や送受話器の作動状況を確認する。なお、地区表示灯に設置するセンサーは断線を示す点滅と発報を示す点灯の判別ができないため、点検者の責任において判別する。

設定方法は以下のとおり

- ① ICT ユニットを火災受信機にマグネットを使用し設置する。

● 火災受信機が金属筐体



● 火災受信機が樹脂筐体



*(オプション品)：引っ掛け治具

- ② センサーモジュールをテープやマグネットの治具を使用して、表示ランプの正面（距離は1cm以内）に来るように設置する。



- ③ 通信状態の確認手順は下図のとおり。



- ① ユニットに、ACアダプター（モバイルバッテリー）を接続。

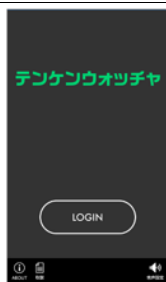
接続後のLEDの発光色



LEDが0個点灯の場合は、使用しないでください。
LEDが1個点灯の場合、画像が遅延する場合があります。
LEDが2～4個点灯の場合は、問題なく動作します。
* 電波強度が良くても、携帯網のため通信遅延が起こる場合もあります。

電波の強さに合わせて点灯

- ④ 本システム専用スマートフォン向けアプリケーションは、点検業者用のアカウントで複数人がログイン可能。



- デンケンウォッチャアプリは、複数人が同時にログインが可能。



- ⑤ 火災試験を行うと、各センサーモジュールが地区表示灯の点灯状況をキャッチしてスマホに伝達するので、発報状況をスマホで確認できる。



- ⑥ 通話試験を実施する場合は、専用通話試験ケーブルを受信機とユニットに接続して点検。



- ⑦ スマホの表示、通話試験のイメージは下図のとおり。

※受信機は点検モードにしており、感知器発報後、自動で復旧する。



もしもし！
通話試験です



ビビビ！

- 人の声を検知すると、ビビビと反応音を返す。
- 送受話器の擬似回路を持っており、通話確認が可能。

⚠ 通話試験は、ケーブル（オプション品）をご利用ください。

その他の機能

カメラの画像をスマホに転送することで受信機の状態を確認できる。

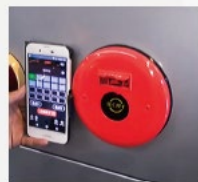


専用の装置を取り付け、スマホから遠隔操作することにより、スイッチを押下できる。



スマホからの操作により、ベルを遠隔で鳴動、停止できる。

状況に合わせた様々な音声通知ができる。



地区ベルのコモン線を、テンケンウォッチャ経由で配線し、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションによって遠隔駆動できます。

※この操作をするためには、受信機の配線をテンケンウォッチャ経由で組込む必要がある。



本システム専用スマートフォン向けアプリケーションが様々な音声呼び出しをします。工事や点検のシーンに合わせて設定できます。

【適用条件】

ほぼ全てのメーカーの受信機で利用できる。(別紙のとおり)

通信手段は ICT ユニット、スマホは、LTE 回線で接続している。電波環境が悪いところでは、使用が難しい場合がある。(ICT ユニットは、対策用にオプション品で 5 m の延長アンテナを設置可能)。通信ができない場所では、従前のとおり点検者が点検をする。

【資格要否】

・工事

ベルを遠隔で操作するために、テンケンウォッチャの配線を受信機のベルの配線に一時的に組込む場合は、消防設備士甲種 4 類が必要。

・消防用設備等点検

点検資格者による点検が必要な防火対象物の場合は、消防設備点検資格者等の資格が必要。

【点検実施に必要な人数】

1 人以上

【不具合時のサポート体制】

問い合わせ対応

【機器の校正】

不要

(センサーの校正については、経年劣化を考慮した検知手段をとっており、損傷以外では、

	点検作業に支障がないと考えられる。) ICT ユニットの製品寿命 5 年。他は消耗品のため適宜交換。 【その他】 なお、本製品は上記に掲載した機能以外にも施工等に使用できる機能を有しているが、点検技術評価会議において評価し、カタログ掲載するのは、上記の機能のみである。
技術詳細 URL	テンケンウォッチャ https://bitpeeps.co.jp/tenken-watcher/
その他参考画像等	
更新履歴	

第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲										
受 信 機 及 び 中 継 器		通 話 装 置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。	アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話を確認できる。									
感 知 器	熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）	ス ポ ッ ト 型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第11－1表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。 ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第11－1表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><td>感知器の設置個数</td><td>抜き取り数</td></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
感知器の設置個数	抜き取り数													
1 以上 10 以下	1													
11 以上 50 以下	2													
51 以上 100 以下	4													
101 以上	7													

		分 布 型	空気管式 (1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 第 11-2 図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確かかどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	ウについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
		熱電対式及び熱半導体式	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイアルを操作し、検出部に徐々	ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 エ 警戒区域の表示が適正であること。 オ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※ 熱半導体式にあつては、感熱部の取付け面の高さが 8 m 未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。	エについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

				に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。		
	感 知 線 型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。		
煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報	ス ポ ッ ト 型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。		
	分 離 型	所定の減光フィルターにより確認する。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。		

	知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。)				
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
発信機	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで受信機の発信機灯及び、発報した警戒区域を表示することで確認できる。

第 1 1 の 2 ガス漏れ火災警報設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	技術カタログ運用範囲
受信機及び中継器	ガス漏れ表示 目視及び次の操作により確認する。 (1) 回線選択スイッチのあるもの ① 切替スイッチを試験側に入れる。 ② 遅延時間を有するものは、1 回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③ 自己保持機能を有するものは、1 回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2) 回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。	ア 各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ 受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ 自己保持機能が正常であること。	アについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した各回線を表示することで確認できる。 イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションでガス漏れ灯や発報した警戒区域の表示をすることで確認できる。

ガス漏れ検知器	作 動 等	(1) 試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2) 試験対象個数 ① 検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ② 製造者の表示する有効期限を超過したものにあっては、すべて試験を行うこと。	ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ 受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(ア) 試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ) 濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあっては、警報設定値（爆発下限界の10分の1）の1.6倍以下）とすること。 (ウ) 作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次のa及びbに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 a 中継器を介する場合は5秒 b (d)の場合は20秒 (a) 検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b) 前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c) 前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器 ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間 (d) 前(a)、(b)及び(c)以外のもの	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
---------	-------	--	---	---

			試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (エ) 点検を抜き取りにより行う場合は、第 11 の 2-2 表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。 (オ) 抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。 (カ) 裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。 第 11 の 2-2 表 検知器の抜き取り表 <table><tr><th>1 回線の検知器設置個数</th><th>検知器の抜き取り個数</th></tr><tr><td>1 ～ 5</td><td>1</td></tr><tr><td>6 ～ 10</td><td>2</td></tr><tr><td>11～15</td><td>3</td></tr><tr><td>16～20</td><td>4</td></tr><tr><td>21～25</td><td>5</td></tr><tr><td>26～30</td><td>6</td></tr><tr><td>31 以上</td><td>20%相当数（端数切り上げ）</td></tr></table>	1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数	1 ～ 5	1	6 ～ 10	2	11～15	3	16～20	4	21～25	5	26～30	6	31 以上	20%相当数（端数切り上げ）	
1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数																			
1 ～ 5	1																			
6 ～ 10	2																			
11～15	3																			
16～20	4																			
21～25	5																			
26～30	6																			
31 以上	20%相当数（端数切り上げ）																			

3 総合点検

点 検 項 目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲
同 時 作 動	2 回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	本システム専用スマートフォン向けアプリケーションでガス漏れ灯や発報した警戒区域の表示することで確認できる。

第 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検（留意事項は※で示す。）

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲
感知器	☆ 熱 感 知 器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	☆ 煙 感 知 器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯が正常に点灯すること。 ※ (ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	☆ 炎 感 知 器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあつては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲						
受 信 機 及 び 中 継 器	通 話 装 置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。	アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話を確認できる						
感 知 器	熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型 (1) 差動式、定温式(再应用型)及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式(非再应用型) 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第33-1表により抜き取り、再应用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再应用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再应用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第33-1表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><td>感知器の設置個数</td><td>抜き取り数</td></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
感知器の設置個数	抜き取り数									
1 以上 10 以下	1									
11 以上 50 以下	2									
	煙感知器（自動試験	スポット型	所定の加熱試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。					

機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)			ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

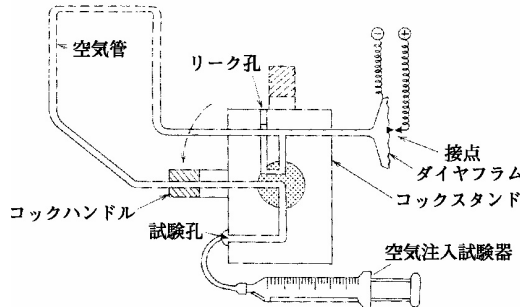
第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備

1 一般の留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す ）	技術カタログ運用範囲										
受信機及び中継器		送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。	アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話が確認できる。										
感知器	熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第34－1表 により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。 ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第34－1表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1以上10以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11以上50以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51以上100以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1以上10以下	1	11以上50以下	2	51以上100以下	4	101以上	7	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
感知器の設置個数	抜き取り数													
1以上10以下	1													
11以上50以下	2													
51以上100以下	4													
101以上	7													

		分 布 型	空 気 管 式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5 cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。		ウについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
		熱電対式及び	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定の試験器により検出部に印加し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。	エについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。		

		熱半導体式	① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイアルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	エ 警戒区域の表示が適正であること。 ※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが 8 m 未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。	
	感知線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。	
煙感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。	
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。			

知 器 の 性 能 を 有 す る も の を 除 く。)			(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のない ようにすること。	
炎感知器 (自動試験機能又は遠 隔試験機能を有するも の及び多信号感知器の 性能を有するものを除 く。)	所定の炎感知器用作動試験器により 確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる 場合に限る。))。	イについては、本システム専用スマート フォン向けアプリケーションで発報した 警戒区域を表示することで確認できる。	
多信号感知器及び複合 式感知器 (自動試験機 能又は遠隔試験機能を 有するものを除く。)	熱感知器及び煙感知器の点検方法に 準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる 場合に限る。))。	イについては、本システム専用スマート フォン向けアプリケーションで発報した 警戒区域を表示することで確認できる。	
感 知 器 (遠隔試験機能を有するも の)	受信機もしくは中継器の直接操作又 は所定の外部試験器により確認す る。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる 場合に限る。))。	イについては、本システム専用スマート フォン向けアプリケーションで発報した 警戒区域を表示することで確認できる。	

添付資料

動作確認できた受信機(ニッタン製P型1級)				
型番				確認済み
1PF2	受第2～18号	1999年	終了済み	○
1PF2	受第2～18～1号	2000年	終了済み	○
1PF2-SA	受第4～11号	1999年	終了済み	○
1PF2-VT	受第2～18～2号	1995年	終了済み	○
1PF3	受第9～101号	2014年	2025年3月31日	○
1PF3-SA	受第9～110号	2006年	終了済み	○
1PH0	受第1～28号	2001年	終了済み	○
1PK0	受第8～28号	1998年	終了済み	○
1PK0-220	受第8～28～1号	1998年	終了済み	○
1PM0	受第9～102号	1998年	終了済み	○
1PM1	受第9～102号	2004年	終了済み	○
1PM1-KP	受第9～102～1号	2004年	終了済み	○
1PM2	受第16～2号	2020年	2031年3月31日	○
1PN0	受第12～5号	2006年	終了済み	○
1PN1	受第18～1号	2016年	2027年3月31日	○
1PQ0	受第12～7号	2012年	2023年3月31日	○
1PQ1	受第12～7～3号	2014年	2025年3月31日	○
1PS0	受第23～1号	2015年	2026年3月31日	○

動作確認できた受信機(ニッタン製P型2級)

型番			生産中止	補修用性能部品	確認済み
2PK0	受第9～103号		2005年	終了済み	○
2PF2	受第9～112号		2019年	2030年3月31日	○
2PK1	受第17～1号		現行		○
2P1L-3	受第7～32号		現行		○
2P1LB4	受第15～13号		現行		○

動作確認できた受信機(ホーチキ製P型1級)

検定型式番号	型式名		製造開始年	生産販売	確認済み
	受信盤	複合盤		終了年	
受第54～1～1号	RPF	HAF	1979	1987	○
受第54～1～2号				1988	
受第54～11号				1980	
受第54～1～6号			1980	1986	
受第54～1～7号				1985	
受第54～1～8号				1988	
受第54～1～9号					
受第54～1～10号				1981	
受第54～11～1号				1986	
受第54～11～2号				1986	
受第54～11～4号		1981	1985		
受第54～1～11号			1981		
受第54～1～13号			1985		
受第54～1～14号		1982	1986		
受第54～7号	RPH		1979	1987	○
受第54～7～1号	RPG (電電仕様)		1979	1982	○
受第54～1～5号	RPF	HAG	1980	1988	○
受第54～11～1号				1986	
受第57～7号	RPI	HAI	1982	1986	○
受第60～25号	RPK	HAK	1985	1987	○
受第60～25～1号				1996	
受第62～27号	RPL	HAL	1987	1991	○
受第1～27号	RPM	HAM	1989	1990	○
受第2～29号			1990	1992	
受第2～29～1号			1991		
受第4～9号			1992	1996※	
受第7～48～1号	RPQ-AAW	HAQ-AAW	1995	1998	○
受第7～48～2号			1996		
受第9～118号	RPQ-ABW	HAQ-ABW	1997	2007	○

受第9～118～1号				1999		
受第11～2号	RPR		HAR	2000	現行品	○
受第11～28号	RIC-AAW			2000	2016	○
受第11～28号	RIC-AAS			2000	2016	○
受第11～43号	RPS			2000	現行品	○
受第19～20号	RPU-AAW		HAU-AAW	2007	現行品	○
受第19～22号	RPU-AAW□Y		HAU-AAW□Y	2007	2014	○
受第26～11号	RPU-ABW□Y		HAU-ABW□Y	2014	現行品	○
受第28～3号	RPV-AAW		HAV-AAW	2016	現行品	○
受第28～7号	RPV-AAW□Y		HAV-AAW□Y	2016	現行品	○
受第60～36号	HGK			1986	1996	○
受第60～37号				1985		
受第63～4号	HGL			1988	1992	○
受第4～8号	HGM			1992	1999※	○
受第7～21号	HGO			1995	1998	○
受第10～31号				1998	1999※	
受第11～1号	HGR			1999	現行品	○
受第11～11号	HGQ			1999	2007	○
受第19～19号	HGU			2007	現行品	○
	HAR				現行品	○
	HAU				現行品	○
	PGU				現行品	○

動作確認できた受信機(ホーチキ製P型2級)

	型番		製造開始年	生産販売終了	確認済み
受第1～21号	RPM		1989	1995	○
受第7～49号	RPP- EAW03,05		1995	1998	○
受第9～121号		HAP-EAW	1998	2016	○
受第9～120号	RPP-EBW01		1998	現行品	○
受第9～119号	RPP- EBW03,05		1998	2006	○
受第18～7号	RPP- ECW03,05		2006	2014	○
受第18～7～1号	RPP- EDW03,05		2006	現行品	○
受第28～4号		HAV-EAW	2016	現行品	○

動作確認できた受信機(能美防災製P型1級)

	型番			販売終了	確認済み
受第3～6号	FAP180A	FCS180A	1998	終了済み	○
受第5～1号	FAPG120	FCSG120	2000	終了済み	○
受第9～13号	FAP129	FCS129	1998	終了済み	○
受第9～12号	FAP128	FCS128	1998	終了済み	○
受第14～10号	FAPJ101	FCSJ101	2004	終了済み	○
受第15～7号	FAPJ101A	FCSJ101A	2004	終了済み	○
受第9～123号	FAP129A	FCS129A	2012	2023年3月31日	○
受第9～123号	FAP129B	-	2012	2023年3月31日	○
受第15～12号	FAPJ102	-	2012	2023年3月31日	○
受第9～122号	FAP128A	FCS128A	2013	2024年3月31日	○
受第9～122～1号	FAP128S	FCS128S	2013	2024年3月31日	○
受第15～7～1号	FAPJ103	FCSJ103	2013	2024年3月31日	○
	FAPJ105N		現行		○
	FCSJ105N		現行	FAPJ105Nと同じ	○
	FAPJ104N		現行		○
	FCSJ104N		現行	FAPJ104Nと同じ	○
	FAPJ105S		現行		○
	FCSJ105S		現行	FAPJ105Sと同じ	○
	FAPJ104S		現行		○
	FCSJ104S		現行	FAPJ104Sと同じ	○

動作確認できた受信機(能美防災製P型2級)

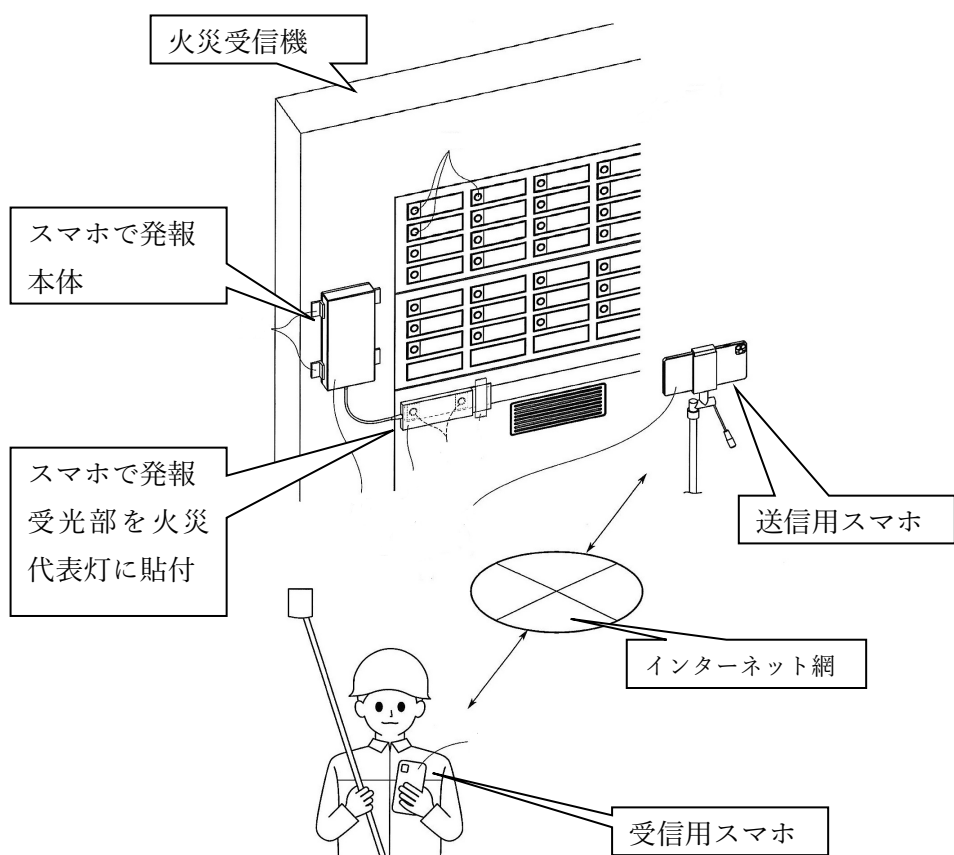
	火災受信機	複合受信機		販売終了	確認済み
受第2～14号	FAP228	-	1998	終了済み	○
受第10～29号	FAP232	-	2013	2024年3月31日	○
受第10～29号	FAPJ201	-	2013	2024年3月31日	○
	FAPJ202		現行		○

動作確認できた受信機(パナソニック製P型1級)

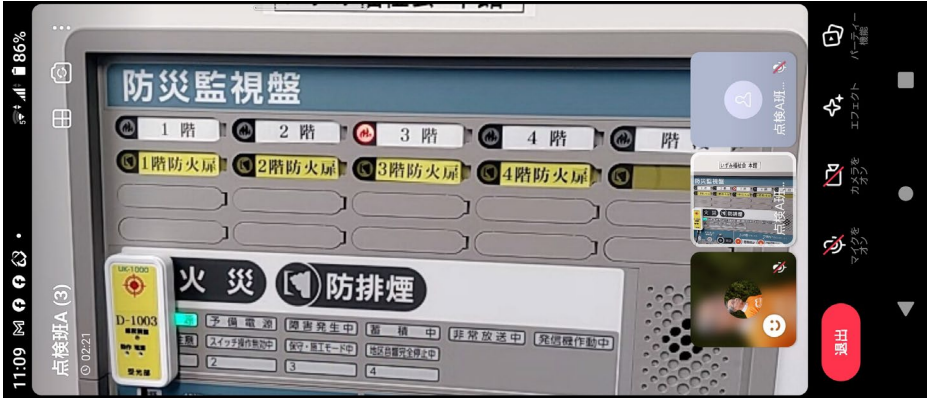
型番			機能	確認済み
BV1805～BV1840	P型1級受信機	受第60～40～1号	蓄積機能	○
BV1940～BV1995	P型1級受信機	受第60～40～2号	蓄積機能	○
BV1805K～BV1840K	P型1級受信機	受第60～40～2号	非常放送	
BV1805KC～BV1840KC	(壁掛型)		蓄積機能	○
			非常放送	
BVF1640～	フレキシブルP-1シリーズ(自立型)	受第12～1号	逐次鳴動	○
			拡大警報	
			兼用回線	
			非常放送	
			自己診断	
			蓄積機能	
BVF1640F	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 40回線自立型	受第12～1号	逐次鳴動	○
			拡大警報	
			兼用回線	
			非常放送	
			自己診断	
			蓄積機能	
BVF1525	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型	受第12～1号	逐次鳴動	○
			拡大警報	
			兼用回線	
			非常放送	
			自己診断	
			蓄積機能	
BVF1840F	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 40回線自立型	受第19～9号		○
BVF1725H	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型	受第19～9号		○
BVF1290FK	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 90回線自立型			○
BVF1125HK	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型			○
BVJ1205～BVJ1220	シンプルP-1シリーズ	受第5～3号	非常放送	○
			蓄積機能	○
BVJ1105～BVJ1120	シンプルP-1シリーズ	受第5～3号	蓄積機能	○
BVJ13051	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線埋込型内器	受第10～27号		○
BVJ1305	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線露出型	受第10～27号		○
BVJ141051	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線埋込型	受第15～10号		○
BVJ14105	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線露出型	受第15～10号		○
BVJ14205	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線露出型(複合用)	受第15～10号		○
BVE1490F	アドバンスP-1シリーズ P型1級受信機 90回線自立型(自動試験機能付)			○
BVE1310H	アドバンスP-1シリーズ P型1級受信機 10回線壁掛型(自動)	受第28～5号	現行	○
BVE1505H	アドバンスP-1シリーズ(小型)			○
BVE1625H	アドバンスP-1シリーズ			○
	P型1級受信機25回線壁掛型		受第28～5号	
BVE3510H	アドバンスP-1シリーズ(小型)		受第 2019 ～2号	○
BVE3625H	アドバンスP-1シリーズ		受第28～5号	○

動作確認できた受信機（パナソニック製P型2級）

型番				確認済み
BV12722C～BV12752C	P型2級受信機 2～5回線	受第61～2～1号	プラスチック	○
			蓄積機能	
			断線検出	
BV12721～BV12751	P型2級受信機 2～5回線	受第61～2号	蓄積機能	○
BV12721C～BV12751C			断線検出	○
BVJ22031～BVJ22051	シンプルP-2シリーズ	受第10～26号	逐次鳴動	○
	P型2級受信機 3～5回線		蓄積機能	
			断線検出	
BVJ24131～BVJ24251	シンプルP-2シリーズ	受第10～26号	逐次鳴動	○
	P型2級受信機 3～5回線		蓄積機能	
			断線検出	
			非常放送対応※	
			（※オプション）	
BVJ25131	シンプルP-2シリーズ	受第24～6号		○
	P型2級受信機 3回線			
BVJ420503H	P型2級複合受信機 自火報5回線・防排煙3回線	受第28～10号		○
BVJ25151K	P型2級受信機 5回線内器	受第24～6号		○

対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	自火報チェッカー「スマホで発報」を使用した感知器動作点検		
企業情報	名称	有限会社 加藤電工				
	所在	大分県日田市隈2丁目1番18号				
	担当	代表取締役			TEL.	0973-23-2188
	部署	加藤 初徳			Email	kato@katoden.co.jp
掲載年月日	2025年7月7日			掲載期限	2031年3月31日	
本技術を適用できる点検項目	自動火災報知設備点検の機器点検 詳細は別紙のとおり					
特徴・概要	【特徴】					
	●仕様の異なる各メーカーの火災受信機に対応できる。 ●複数台のスマホでの点検作業が可能。 ●通話アプリ等は複数人での通話が可能であるため、点検中に疑義が生じた場合、即座に遠隔地にいる熟練の点検資格者に助言を仰ぐことができる。					
特徴・概要	【概要】					
	自動火災報知設備の感知器の動作確認と警戒区域の表示確認（以下「感知器動作点検」という。）を行う場合、感知器動作試験者と受信機の発報情報を無線で伝える受信機監視者の2名以上で点検を実施していた。本製品を使用することで受信機の発報番号の確認がスマホの画面できるため感知器動作点検が1名で実施可能であり、点検時の省人化に寄与できる。					
火災受信機 スマホで発報 本体 スマホで発報 受光部を火災 代表灯に貼付 送信用スマホ インターネット網 受信用スマホ  感知器動作試験者は、スマホで受信機面のライブ配信画像を受け取るだけでなく、火災代						

	表灯の状態を「発報」「復旧」の音声として受け取ることができるので受信機の状態確認を効率的かつ安全に作業を進めることができる。 医療機関や介護施設では受信機設置室に点検者が長時間滞在しないため、個人情報保護、感染防止に寄与できる。
使用方法・適用条件等	【使用方法】 1 本体を火災受信機に、受光部を火災代表灯に、撮影用スマホを受信機の正面に設置する。 2 送信用スマホでビデオ通話を開始する。 3 点検者用スマホでビデオ通話に参加し、受信機の状態を確認しながら感知器動作点検を開始する。 4 火災灯に設置した受光部のセンサーが火災灯の点灯を音声で点検者に伝達する。 5 音声を聞いた点検者は点検者用スマホの画面に表示されている発報した警戒区域を確認する。 ※受信機は点検モードにしておき、感知器発報後、自動で復旧する。 ※火災表示灯が無い場合（P型2級） 火災移報端子にLEDランプを取り付けて、火災時に点灯できるようにする。LEDランプにセンサーを取付け、感知させることができる。 【本技術を使用した点検方法の例】 YouTubeの説明動画のとおり https://www.youtube.com/watch?v=-BJbulo5EDw&t=5s 【適用条件】 受信機前に最低60cmの設置空間が必要 スマホ通信が可能な電波環境が必要。地下や山岳地域などは不適。通信ができない場合は点検者が点検を行う。 【資格要否】 消防用設備等点検の基準のとおり 【点検実施に必要な人数】 1名以上 【不具合時のサポート体制】 レンタル品のため、トラブル時は代替品を客先に配送して対応。 【機器の校正】

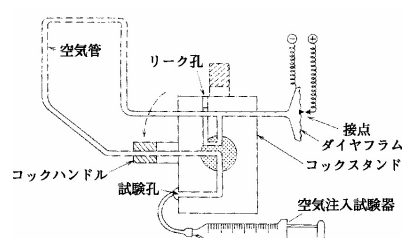
	不要 【その他】なし
技術詳細 URL	ホームページ（リーフレット、取扱説明書含む） https://www.katoden.co.jp/smartphone/ 実施方法の動画説明（YouTube「スマホで発報」で検索） https://www.youtube.com/watch?v=-BJbulo5EDw&t=5s
その他参考画像等	点検者用スマホに表示される受信機の状況写真 
更新履歴	

第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲										
感 知 器	ス ポ ッ ト 型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第11－1表 により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第11－1表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる。
	感知器の設置個数	抜き取り数												
1 以上 10 以下	1													
11 以上 50 以下	2													
51 以上 100 以下	4													
101 以上	7													
分 布 型	空 気 管 式 (1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 	ウについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる											

				② 検出部に表示されている空気量を空气管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	第 11-2 図 差動式分布型感知器（空气管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空气管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空气管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	
	熱電対式及び熱半導体式	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイアルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 エ 警戒区域の表示が適正であること。 オ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※ 熱半導体式にあつては、感熱部の取付け面の高さが 8 m 未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。	エについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる。		
	感知線型	(1) 感知器の末端に設	ア 確実に作動すること。	イについてはスマホ画面で警戒区域		

		けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	の表示を確認できる
煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。	ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる

	は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)		ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	
	感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	イについてはスマホ画面で警戒区域の表示を確認できる
発 信 機	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。	イについてスマホ画面で発信器灯、区域の表示を確認できる

3 総合点検

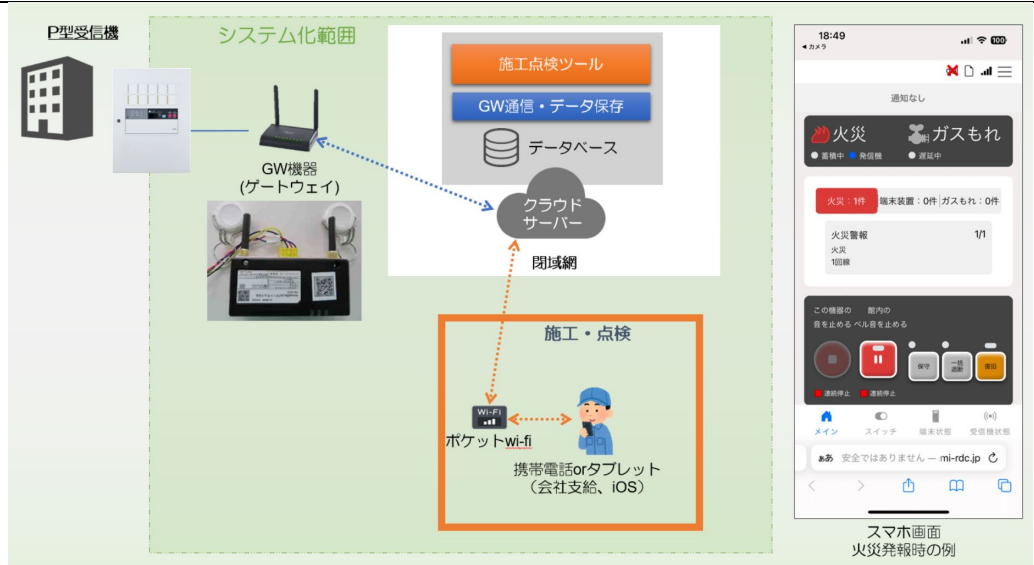
運用範囲なし

対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	施工・点検ツール (自動火災報知設備等用)		
企業情報	名称	能美防災株式会社				
	所在	東京都千代田区九段南 4-7-3				
	担当	草木 洋一郎 (カキ ヨシヒロ)			TEL.	03-3265-0232
	部署	技術本部 第1技術部 火報管理課			Email	kusaki@nohmi.co.jp
掲載年月日	2025 年 7 月 7 日			掲載期限	2031 年 3 月 31 日	
本技術を適用 できる点検項目	自動火災報知設備 ガスもれ火災受信機、 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機がある場合のみ） 複合型居住施設用自動火災報知設備 詳細は別紙のとおり					
特徴・概要	【特徴】 ・火災受信機の表示をスマートフォン等により遠隔でリアルタイムに確認が可能 ・火災受信機をスマートフォン等により遠隔で操作が可能 ・安全性の高い閉域網の LTE で通信 ・受信機が専用モード（施工点検モード）時のみ動作 ・モバイルバッテリーで 15 時間使用可能 【概要】 自動火災報知設備の機器点検の際に省力化・省人化のために、火災受信機の表示の確認及び操作をスマートフォン等のモバイル通信端末で実施できるツール。					
使用方法・ 適用条件等	【使用方法】 受信機の製造段階でアプリのバージョンと受信機及びゲートウェイ装置のソフトウェアで確実に動作することを確認。アプリのバージョンアップデートがあった場合や新たに受信機を製造した場合も動作の確認を能美防災で間違いなく実施する。 火災受信機の基板にゲートウェイ装置を接続し、火災受信機を専用モード（施工点検モード）にする（右図：火災受信機にゲートウェイ装置を接続した様子）。 【本技術を使用した点検方法の例】 ・感知器を加煙、加熱試験機又は加ガス試験器で発報させ、火災受信機の表示をスマートフォンの画面又は音声により確認（下図：スマートフォンの画面における火災警報の表示の例）。					





	 自動火災報知設備の受信機の表示を スマートフォンの画面で表示	 ガス漏れ火災警報設備の受信機の表示を スマートフォンの画面で表示
・自動試験機能付の感知器をスマートフォンからアドレス指定で発報させる。 ・防火戸、防火シャッターなどの防排煙設備をスマートフォンから受信機を操作して作動させる。 ・ベルをスマートフォンから操作し、鳴動を確認する。 【適用条件】 能美防災製、FAPJ／FCSJ106・107シリーズ火災受信機など Android：Version13以降 iOS, iPad OS Version 17以降 【資格要否】 火災受信機本体の設置工事：消防設備士甲種4類 消防用設備等点検：点検資格者による点検が義務付けられている防火対象物の場合は、消防設備点検資格者等の資格が必要 【点検実施に必要な人数】 1名以上 【不具合時のサポート体制】 能美防災 第1技術部 火報管理課にて対応。 【機器の校正】 不要 【その他】 本製品の通信は、閉域網を使用していることから、不正アクセス等に対してセキュリティが		

	講じられている。
技術詳細 URL	無し
その他参考画像等	 The diagram illustrates a disaster reporting system architecture. On the left, a building icon is labeled 'P型受信機'. A signal line connects it to a 'GW機器 (ゲートウェイ)' (Gateway device), which is shown as a small electronic device with a battery and a Wi-Fi antenna. This gateway is part of the 'システム化範囲' (Systematized range), indicated by a green dashed box. The gateway connects to a 'クラウドサーバー' (Cloud server) within a '閉域網' (Private network), also indicated by a green dashed box. The cloud server is linked to a 'データベース' (Database) and a 'GW通信・データ保存' (Gateway communication・Data storage) block. An orange box labeled '施工・点検' (Construction・Inspection) shows a worker using a 'ポケットWi-Fi' (Pocket Wi-Fi) device and a '携帯電話orタブレット (会社支給、iOS)' (Company-provided mobile phone or tablet, iOS). The worker's device connects to the cloud server. To the right, a smartphone screenshot shows a disaster reporting app interface with buttons for '火災' (Fire) and 'ガスもれ' (Gas leak), and a status bar at the bottom. スマホ画面 火災発報時の例
更新履歴	

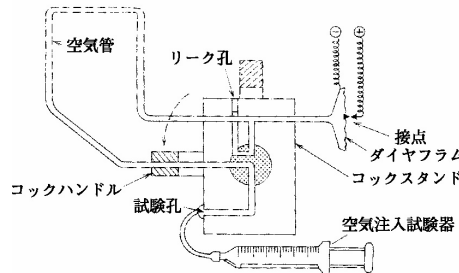
第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	予備電源試験スイッチ等进行操作し、表示灯、電圧計等により確認する。	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。 ※ 表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、表示灯、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	蓄積式 二信号式 その他	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※（ア） 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。
感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備）	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、感知器の作動及び警戒区域の表示の確認を行える。

		備に限る。)														
感 知 器	熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型		(1) 差動式、定温式（再应用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再应用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第 11－1 表により抜き取り、再应用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等 の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再应用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再应用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 11－1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	感知器の設置個数	抜き取り数														
1 以上 10 以下	1															
11 以上 50 以下	2															
51 以上 100 以下	4															
101 以上	7															
	分布型	空気管式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5 cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 	ア、イ、ウについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。											

			③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	第 11-2 図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	
		感 知 線 型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線はずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動	ス ポ ッ ト 型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
		分 離 型	所定の減光フィルターにより確認する。		

火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。)				
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）		所定の炎感知器用動作試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
発 信 機	押しボタン及び送 受 話 器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、受信機の発信機灯、区域の表示の確認を行える。
音 響 装 置	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動状況を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 m ² を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあつては、この限りでない。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。

			(ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。															
蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	(1) 第11-2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第11-2表 <table><tr><th rowspan="2">警戒区域数</th><th colspan="3">試験感知器個数</th></tr><tr><th>熱感知器</th><th>煙感知器</th><th>炎感知器</th></tr><tr><td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。
警戒区域数	試験感知器個数																	
	熱感知器	煙感知器	炎感知器															
50以下	1	1	1															
51以上	2	2	2															
自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。） 受信機の火災表示 受信機の注意表	記録装置の記録等を確認する。 異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。															

	示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。） 受信機及び中継器の制御機能及び電路 感 知 器 感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）			
無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、通信状態および異常の記録または保持表示の確認を行える。	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。	ア 音声により警報を発するものの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。

	(2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。		
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。

第11の2 ガス漏れ火災警報設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	技術カタログ運用範囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）	端 子 電 圧	予備電源試験スイッチ等进行操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	附 属 装 置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア ガス漏れ信号が表示機（副受信機）等に適正に移報されること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	ガ ス 漏 れ 表 示	目視及び次の操作により確認する。 (1) 回線選択スイッチのあるもの ① 切替スイッチを試験側に入れる。 ② 遅延時間を有するものは、1回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③ 自己保持機能を有するものは、1回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチ进行操作し、次の回線に移行する。	ア 各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ 受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ 自己保持機能が正常であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、試験操作を代替できる。

		(2) 回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。		
	故 障 表 示	次の操作により確認する。 (1) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあつては、外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。 (2) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。 (3) 検知器の電源停止表示機能を有するものにあつては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。	ア 中継器にあつては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ 検知器にあつては、受信機側で電源の停止が確認できること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、故障表示の確認を行える。

ガス漏れ検知器	作 動 等	(1) 試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2) 試験対象個数 ① 検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ② 製造者の表示する有効期限を超過したものにあつては、すべて試験を行うこと。	ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ 受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(7) 試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ) 濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあつては、警報設定値（爆発下限界の10分の1）の1.6倍以下）とすること。 (ウ) 作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次のa及びbに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 a 中継器を介する場合は5秒 b (d)の場合は20秒 (a) 検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b) 前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c) 前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器 ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間 (d) 前(a)、(b)及び(c)以外のもの 試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
---------	-------	--	---	--

				するまでの時間 (エ) 点検を抜き取りにより行う場合は、第 11 の 2-2 表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。 (オ) 抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。 (カ) 裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。 第 11 の 2-2 表 検知器の抜き取り表 <table><tr><th>1 回線の検知器設置個数</th><th>検知器の抜き取り個数</th></tr><tr><td>1 ～ 5</td><td>1</td></tr><tr><td>6 ～10</td><td>2</td></tr><tr><td>11～15</td><td>3</td></tr><tr><td>16～20</td><td>4</td></tr><tr><td>21～25</td><td>5</td></tr><tr><td>26～30</td><td>6</td></tr><tr><td>31 以上</td><td>20%相当数（端数切り上げ）</td></tr></table>	1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数	1 ～ 5	1	6 ～10	2	11～15	3	16～20	4	21～25	5	26～30	6	31 以上	20%相当数（端数切り上げ）	
1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数																				
1 ～ 5	1																				
6 ～10	2																				
11～15	3																				
16～20	4																				
21～25	5																				
26～30	6																				
31 以上	20%相当数（端数切り上げ）																				
警 報 装 置	音 声 警 報 装 置	増 幅 部 、 操 作 部	押しボタン等を操作し、放送を行い作動状況を確認する。	ア 作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。 イ 作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。 ウ 電圧計及び出力計が正常に作動すること。 エ ヒューズ類は、損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、押しボタン等の操作を代替できる。																
		音 圧 等	放送を行い確認する。	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、警報装置への移報操作を行い、確認を行える。																
	検 知 区 域 警 報 装 置	音 圧 等	検知器を作動させ鳴動状況を確認する。	ア 規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。 イ 一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。																

			において有効に聞き取れること。	
	鳴動区域	検知器を作動させ確認する。	鳴動区域が適正であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。

3 総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法	技術カタログ運用範囲
同時作動	2回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、作動操作を代替できる。
検知区域警報装置の音圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方1 m離れた位置で指示騒音計（A特性）を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は、70 d B以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※ 非常電源に代えて予備電源で実施してもよい。	燃料用ガスが使用されるものに設けられている場合にあっては、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設けられている場合にあっては、ガスの濃度を指示するための装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であること。）。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、受信機のガス漏れ灯及び警戒区域の表示の確認を行える。

第31 共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検（留意事項は※で示す。）

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲	
予備電源及び非常電源 （内蔵型のものに 限る。）	★ 端 子 電 圧 （自動試験機能を有す る共同住宅用自動火災 報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作 し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計 の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイ ッチ操作し、施工点検ツールまたは 受信機の状態を確認することによ り、電圧等の確認を行える。
住棟受信機 及び中継器	付 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験 （アナログ式のもので火災情報 信号が移報されるものに限 る。）を行い、移報を確認す る。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情 報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 付属装置として、消火設備、非常放送設備、防排煙設備等があるの で、点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作す ることにより、移報の確認を行え る。
	★ 火 災 表 示 等 （自動試験機能を有す るものを除く。）	火災表示試験を行い確認する。 ※ 一回線ごとに自己保持機能 を確認した後に復旧スイッチ を操作して、次の回線に移行 する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機 能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信 機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイ ッチ操作し、施工点検ツールまたは 受信機の状態を確認することによ り、火災試験操作を代替できる。
感知器	☆ 熱 感 知 器	所定の加熱試験器又は外部試験 器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確 認をすることにより、作動及び警戒 区域の表示の確認を行える。
	☆ 煙 感 知 器	所定の加煙試験器又は外部試験 器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯が正常に点灯すること。 ※（ア）加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いるこ と。 （イ）加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにするこ と。	ア、イについては、施工点検ツール 上で受信機の状態確認をすることによ り、作動及び警戒区域の表示の確 認を行える。
	☆ 炎 感 知 器	所定の炎感知器用作動試験器又 は外部試験器等により確認す る。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確 認をすることにより、作動及び警戒 区域の表示の確認を行える。
音声警報装 置（補助音 響装置を含 む。）	音 声 警 報 等	他の機械等の音等がある部分に 設けられたものは感知器を作動 させるか、外部試験器による試 験又は火災表示試験を行うこと により確認する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外 表示器の音声警報装置を除	ア 音声警報装置が正常に作動すること。 イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れるこ と。	施工点検ツール上でスイッチ操作を することにより、感知器を作動させ るか、外部試験器による試験又は火 災表示試験を行うことを代替でき る。

		く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。																					
	鳴 動 方 式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作するか、火災表示試験を行うことにより鳴動方式を確認する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、感知器を作動させるか、外部試験器による試験又は火災表示試験を行うことを代替できる。																			
★ 蓄 積 機 能 （蓄積機能を有する共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		第32－1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備にあっては、注意表示までの時間が適正であること。 <table><tr><td colspan="4">第32－1表</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒区域数</td><td colspan="3">試験感知器個数</td></tr><tr><td>熱感知器</td><td>煙感知器</td><td>炎感知器</td></tr><tr><td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	第32－1表				警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2	アについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認することにより、火災表示までの時間が適正であることの確認を行える。
第32－1表																							
警戒区域数	試験感知器個数																						
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																				
50以下	1	1	1																				
51以上	2	2	2																				
自動試験機能	予備電源及び非常電源（内蔵型に限る。） 住棟受信機の火災表示 住棟受信機の注意表示（アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。） 住棟受信機及び中継器の制御機能及び回路 感知器回路及び音声警報装置回路	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※（ア）予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 （イ）異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。																			
関係者等への報知装置		所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）に、自動的に、かつ、有効に報知できること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、作動操作を代替できる。																			

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

3 総合点検（留意事項は※で示す。）

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲
同 時 作 動 試 験	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能の操作により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い確認する。	住棟受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び当該5回線に接続されている音声警報装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
音 声 警 報 装 置 （補助音響装置を含む。）の音圧	住棟受信機、共同住宅用受信機若しくは遠隔試験機能を有する中継器を直接操作するか又は所定の外部試験器等を接続してこれを操作することにより確認する。 (1) 音声警報装置の取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて測定する。 (2) ボックス等内に蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、普通騒音計を用いて、ピーク値により測定する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）は除くことができる。	ア 住戸、共用室又は管理人室の音圧は、70 dB以上であること。 イ 戸外表示器の音声警報装置の音圧は、70 dB以上であること。 ウ 住戸、共用室又は管理人室以外の音圧は、L級で92 dB以上、M級で87 dB以上、S級で84 dB以上であること。 ※ 音圧の測定は、第2警報音について測定すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、音声警報装置の鳴動操作を代替できる。
★ 総 合 作 動 （自動試験機能を有するものを除く。）	住棟受信機の常用電源を停電状態とし、任意の感知器を所定の試験器等を用いて作動することにより確認する。	火災表示装置、地区表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音声警報装置が適正に鳴動すること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置、地区表示装置の確認を行える。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあつては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあつては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法		判 定 方 法（ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等进行操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	附 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	火災表示等（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	蓄積式 二信号式 その他	火災表示試験を行い確認する。 ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次のこと。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※（ア） 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。

				回線へ移行すること。							
		感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、感知器の作動及び警戒区域の表示の確認を行える。						
感知器	熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第 33－1 表 により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 33－1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><td>感知器の設置個数</td><td>抜き取り数</td></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器の設置個数	抜き取り数										
1 以上 10 以下	1										
11 以上 50 以下	2										
	煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特	スポット型	所定の加熱試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加熱試験器の発煙材は試験器によって指定され	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。						

定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)			たものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
音 響 装 置	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
蓄積機能（蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。

		(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。	
自動試験機能 （自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。
	受信機の火災表示			
	受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）			
	受信機及び中継器の制御機能及び電			
	路感知器			
	感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規			

	模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）			
無線機能（無線式の特小規模施設用自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにおいては、異常が記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、通信状態および異常の記録または保持表示の確認を行える。	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判定方法（留意事項は※で示す。）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。
総合作動（自動試験機能を有するものを除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。

第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備

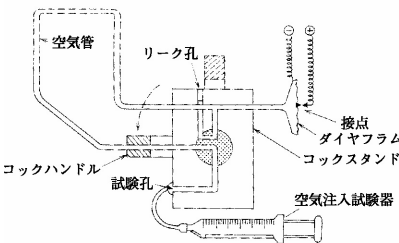
1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法		判 定 方 法（ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技術カタログ運用範囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	端子電圧（自動試験機能を有するものを除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。		電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	附属装置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。		ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	火災表示等（自動試験機能を有するものを除く。）	蓄積式	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあつては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあつては、前アによるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、G P型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。
		二信号式			
		その他			
	感知器の作動	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。		感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、感知器の

		等の表示（遠隔試験機能を有するものに限る。）				作動及び警戒区域の表示の確認を行える。										
感知器	熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第 34－1 表 により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高压受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 34－1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>		感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器の設置個数	抜き取り数															
1 以上 10 以下	1															
11 以上 50 以下	2															
51 以上 100 以下	4															
101 以上	7															
		分布型	空気管式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。										

		に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	 第34-2図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイアフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	
感知線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。	

			の合成抵抗値を回路計で測定する。		
煙感知器 （自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。		ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。			
炎感知器 （自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器 （遠隔試験機能を有するものに限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
音響装置	音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。		施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。

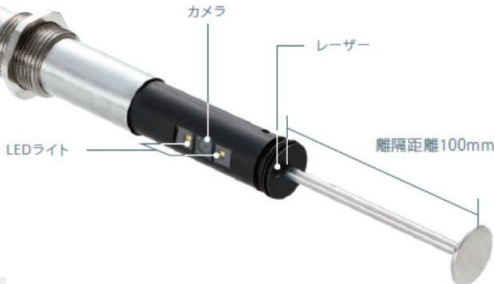
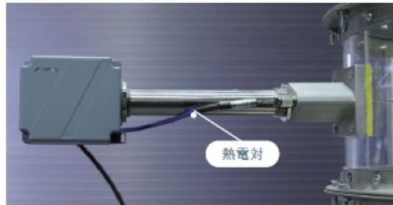
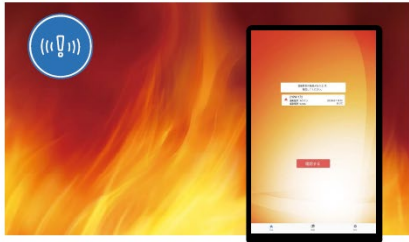
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 ウ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。															
蓄 積 機 能 (蓄積機能を有するもののうち、自動試験機能を有しないものに限る。)		(1) 第34－2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いるものにあつては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第34－2表 <table><tr><th rowspan="2">警戒区域数</th><th colspan="3">試験感知器個数</th></tr><tr><th>熱感知器</th><th>煙感知器</th><th>炎感知器</th></tr><tr><td>50 以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50 以下	1	1	1	51 以上	2	2	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。
警戒区域数	試験感知器個数																		
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																
50 以下	1	1	1																
51 以上	2	2	2																
自動試験機能 (自動試験機能を有するもののうち、受信機を設けるものに限る。)	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。															

	受信機 の火災 表 示			
	受信機 の注意 表 示 (アナ ログ式 のもの に 限 る。)			
	受信機 及び中 継器の 制御機 能及び 電 路			
	感知器			
	感知器回 (無線 式のも ののう ち、無 線によ って信 号を送 受信す る部分 を除く。)			
無 線 機 能 (無線式のものに限 る。)		所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正 常であること。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が 記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態 確認をすることにより、通信状態 および異常の記録または保持表示 の確認を行える。

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法（ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技術カタログ運用範囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。
総合作動（自動試験機能を有するものを除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。

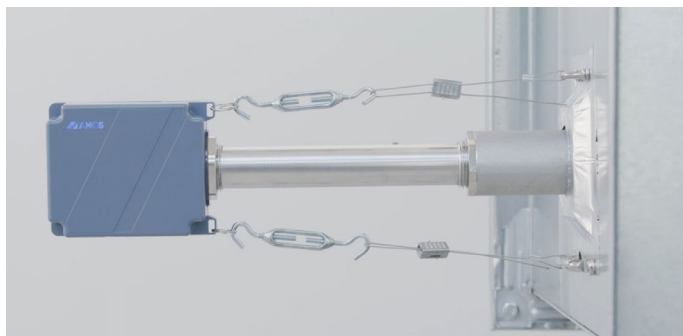
2 防火対象物点検・防災管理点検

対象となる点検	防火対象物点検		機器名称	TK-2000J		
企業情報	名称	株式会社アーモス				
	所在	東京都足立区保木間 3-25-15				
	担当 部署	田賀 俊行	TEL.	0120-886-846		
			Email	info@amos-corp.co.jp		
掲載年月日	2024 年 9 月 10 日		掲載期限	2030 年 3 月 31 日		
本技術を適用 できる点検項目	防火対象物点検の点検要領における「火を使用する設備の位置・構造及び管理等」中の「設備の管理」の点検項目のうち、厨房設備の天蓋と接続する排気ダクト内の清掃状況（別添参照）					
特徴・概要	油汚れに起因するダクト火災の予防策として、従来の肉眼による方法に代えて、撮影した画像によりダクト内の状況を確認するができ、その汚れの程度から清掃時期を判断することができる。 本機器はアプリの操作で簡単にダクト内部をカメラ撮影することができるため、防火対象物点検において、今まで点検・清掃の管理がしづらかった箇所も遠隔管理が可能となる。					
	 OPTION ダクト取付用アルミ製アダプター1式 KP-AVB 					
	 温度測定 150℃まで可能  熱電対					
	 内部監視 カメラ撮影によるダクト内の点検  温度アラート機能 温度異常アラート機能搭載で事前の火災予防					

使用方法・ 適用条件等

【使用方法】

ダクト内の油塵が溜まりやすい箇所（ダクトの屈曲部等）にカメラを向けて設置する。



専用アプリにて機器を操作し、ダクト内部の撮影、温度測定を行う。

専用アプリで簡単操作



【適用条件】

- ・本機器は、ダクト径 200φ～800φ に設置が可能。
- ・安全を考慮し、営業時間外（送風機停止中）にカメラ機能、測定機能を使用すること。
- ・許容使用温度 0℃～150℃
- ・落下防止のためダクト下部への設置は不可

【その他】

- ・油膜の厚み計測機能有り
- ・ダクト内の温度計測機能有り
- ・撮影解像度：SXGA(1280*1024)
- ・Bluetooth・Wi-Fi を使用
- ・iOS・Android 対応

技術詳細 URL

<https://www.amos-corp.co.jp/>
https://youtu.be/ceYHAfdDqPk?si=R3yNND0_5jPU_-pe

その他参考画像 等

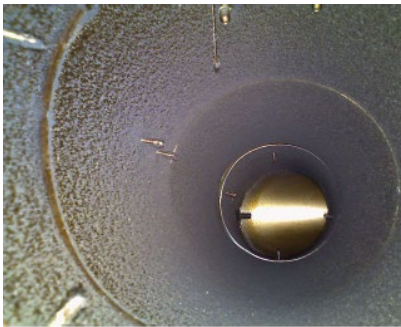
【TK-2000J】



【アプリ画面】



【撮影画像】油汚れのあるダクト内の例

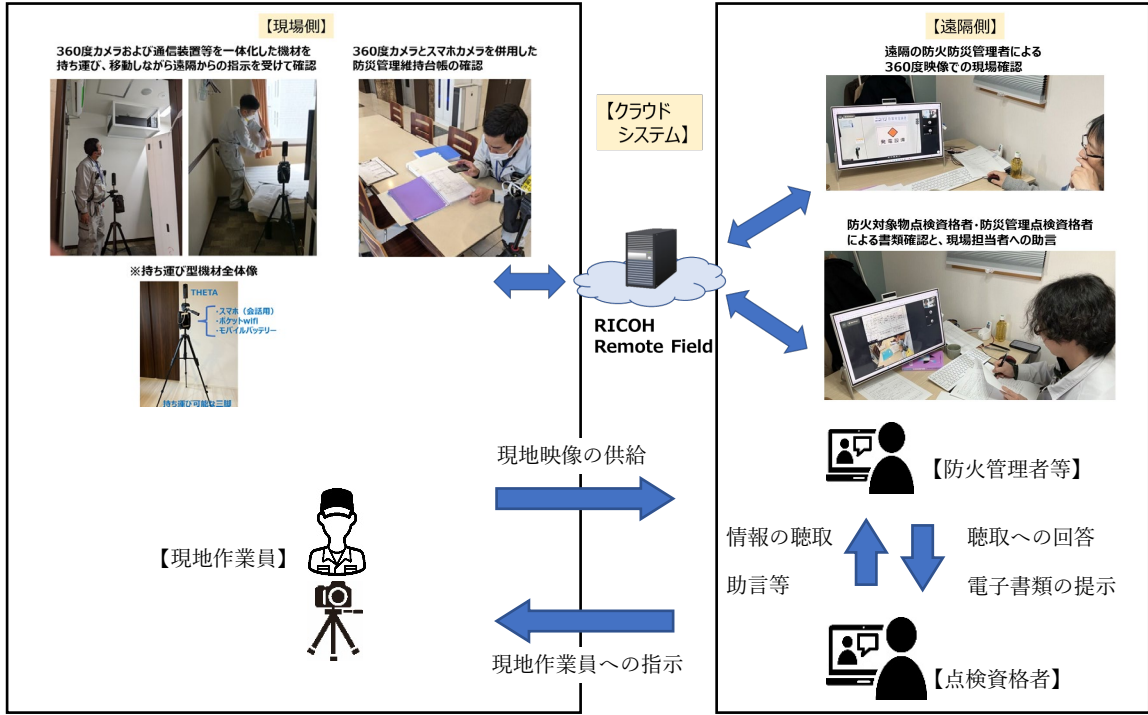


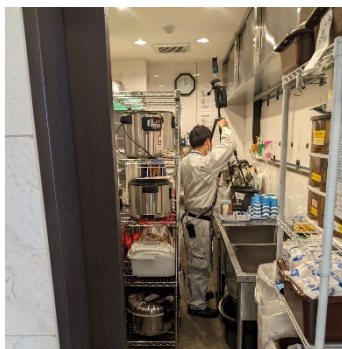
更新履歴

【点検要領】（抜粋）

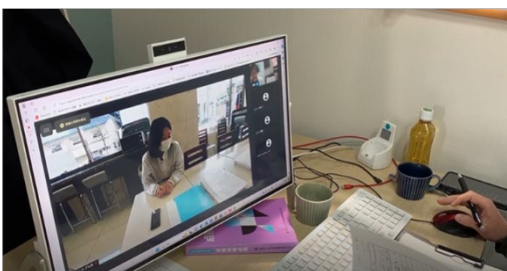
第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等
2 点検方法等

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
火を使用する 設備の位置・構 造及び管理等	火を使用する 設備等	設備の管理	<u>設備の管理の状況について 関係のある者の聴取及び目視 により確認すること。</u>	設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。 ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。 <u>天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。</u>

対象となる点検	防火対象物点検、防災管理点検	機器名称	RICOH Remote Field / RICOH THETA
企業情報	名 称	①アークリード株式会社 ②株式会社リコー	
	所 在	①大阪府大阪市大正区三軒家東 1-1-4 ②東京都大田区中馬込 1-3-6	
	担 当 部 署	①システム開発部 ②RICOH Remote Field サポート事務局	TEL. ①06-6556-0933 ②03-3777-8111(代表) ※お問い合わせは基本メールにてお願いします Email ① ozaka@izubo-zu.co.jp ② zjp_livestreaming_remote_field_support@jp.ricoh.com
掲載年月日	2024 年 9 月 10 日	掲載期限	2030 年 3 月 31 日
本技術を適用できる点検項目	別添参照		
特徴・概要	360 度カメラ及び通信装置を用いて、点検資格者が点検箇所等のリアルタイム映像を遠隔地からモニターするとともに、関係者との音声通話により必要な情報を聴取することで、現地に臨場することなく点検を実施することができる。  The diagram illustrates the RICOH Remote Field system workflow. On the left, the 'On-site side' (【現場側】) shows a 360-degree camera and communication device being used to capture images of fire safety equipment. A list of equipment includes: RICOH THETA, smartphone (for voice), RICOH Remote Field, and mobile power supply. Below this, a 'On-site worker' (【現地作業員】) is shown with a camera. In the center, the 'Cloud system' (【クラウドシステム】) is represented by a server icon labeled 'RICOH Remote Field'. On the right, the 'Remote side' (【遠隔側】) shows a remote fire safety manager monitoring the 360-degree camera feed. Below this, a 'Remote operator' (【点検資格者】) is shown. Arrows indicate the flow of information: 'Supply of on-site images' (現地映像の供給) from the on-site worker to the cloud system, and 'Instructions to on-site worker' (現地作業員への指示) from the remote operator to the on-site worker. A bidirectional arrow connects the cloud system and the remote operator. A separate section shows the 'Remote fire safety manager' (防火管理者等) receiving information and providing answers to the remote operator's requests for electronic documents.		
使用方法・適用条件等	360 度カメラ、通信装置等の必要な機材を点検の現地に事前に郵送する。 ネットワーク状態の確認のため、事前の通信チェック等を実施することが望ましい。 点検当日は、時刻を示し合わせて現地の担当者と遠隔地の点検資格者が、クラウドシステムに接続する。点検者は、現地建物の図面を参照のうえ、クラウドシステム上にて 360 度カメラ映像をリアルタイムでモニターしながら、音声にて現地作業員への指示や、点検に必要な情報の聴取を行う。 現地の作業員は 360 度カメラを持ち、現地建物の図面を参照のうえ、点検者の指示のもとに施設内を巡回し、視覚情報を取得する。 書類で確認する事項については、紙媒体の書類をカメラでモニターするか、電子媒体のものをクラウドで共有、又は点検作業の事前、事後に点検者に送付する。 点検後の施設管理者との面談においても、本カメラおよびクラウドシステムにて実施することが可能である。		



カメラで対象の施設、書類等を確認する様子



現地と遠隔地で画像を共有しながらコミュニケーションする様子

- ・実用構成人員 点検者（遠隔）1人、カメラ操作員（現地）1人、立会者（現地）1人
- ・カメラで撮影する情報（個人情報、企業情報等）の取扱いについては、点検者と点検依頼者間で調整する必要がある。

技術詳細 URL

<https://remote-field.ricoh/ja/inspection/>

その他参考画像
等

更新履歴

【適用表】

一部の項目において補助的な要件を要する場合があるが、基本的に全ての点検項目に対応しているもの。
(下表参照)

点 検 項 目 の 種 別			適用
目視による確認	下記以外の視覚情報	例：目視により防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。	○
	微細な視覚情報	例：危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損，腐食，さけめ等がないか目視により確認すること。	△
聴取による確認		例：自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。	○
書類による確認	下記以外の情報	例：防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。	○
	微細な文字、記号等の情報	例：消防計画に定められた防火上必要な教育に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	△

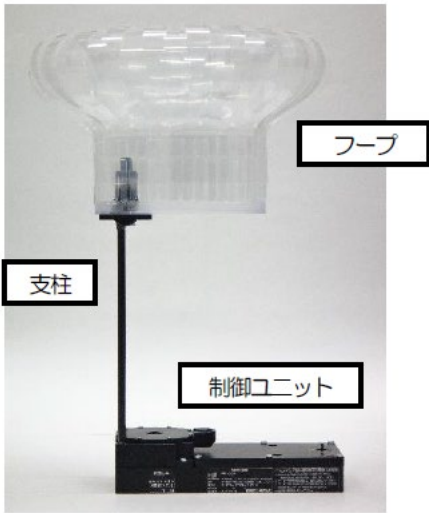
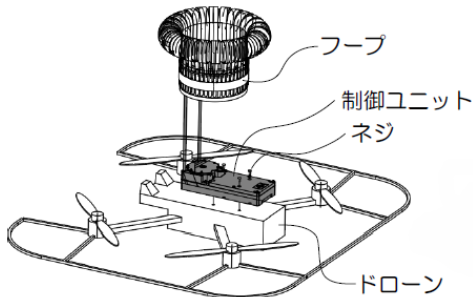
○：適

△：条件付適

(高解像度の静止画撮影での確認やスマートフォン等のカメラの活用等により対応可能。)

第3 点検作業等の効率化等に資する技術

対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	ドローンに搭載可能な加煙試験器		
企業情報	名称	能美防災株式会社				
	所在	東京都千代田区九段南 4-7-3				
	担当	嶋田 知弘（シマダ トモヒロ）			TEL.	03-3265-0232
	部署	技術本部 第1技術部 火報管理課			Email	t_shimada@nohmi.co.jp
掲載年月日	2025 年 7 月 7 日		掲載期限	2031 年 3 月 31 日		
本技術を適用 できる点検項目	自動火災報知設備等における煙感知器の加煙試験 ・ 自動火災報知設備 ・ 共同住宅用自動火災報知設備 ・ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備 ・ 複合型居住施設用自動火災報知設備 ※なお、別紙の点検要領の抜粋については代表的な自動火災報知設備のみ掲載					
特徴・概要	【概要】 ・ ドローン技術を活用した煙感知器の加煙試験器である。 ・ 高所に設置された煙感知器の点検作業における長い点検棒や足場の設置といった従来の課題を解消し、安全性・効率性・コスト面でのメリットがある。 【特徴】 ・ 日本消防設備安全センターの認定取得 認定番号を取得し、イオン化式／光電式スポット型感知器の作動試験に対応。 ・ 多様なドローンの選択が可能 従来の加煙試験器より大幅に軽量化し、積載重量制限を容易にクリア。現場環境に合わせたドローンの選択が可能。 ・ 柔軟な角度調整機構 加煙装置部分に角度調整機能を搭載。斜め天井など特殊な形状の天井に設置された煙感知器にも対応し、安全かつ確実に加煙試験を実施できる。					
使用方法・ 適用条件等	【使用方法】 本試験器の電源を立ち上げ、発煙操作端末と接続。 感知器をフープで覆うようにドローン操作を行い、覆ったことを確認したら発煙操作端末を操作して発煙を開始する。 感知器の発報を確認した後、発煙操作端末を操作して発煙を停止する。 安全に位置に着陸・停止する。 なお、本加煙試験器には煙の原料を入れるアトマイザを搭載しているため、加煙試験の合間に着陸させ補充が可能である。また、現状選定しているドローンはバッテリー駆動で 15 分間の飛行が可能である。 【本技術を使用した点検方法の例】 高所に設置された煙感知器に対する加煙試験 その他参考画像等参照 【適用条件】 ・ イオン化式スポット型、光電式スポット型感知器の加煙試験時に使用する。 ・ ドローンについては能美防災が飛行検証を行った指定ドローン（国土交通省「 <u>第一種型式認証</u> 」を取得した機体、もしくは同等の飛行安定性を有するもの。）を使用する。 ・ 次項の資格者がメンテナンス契約のもと利用環境を確認し実施する。					

	・使用する際は現場確認を行い、施設配置状況を加味し飛行経路を計画の上、試験時の運用体制として複数人で実施することや第三者がいる上空を飛行させないこと等安全対策を規定した能美防災社内のガイドラインを徹底。 【資格要否】 一等若しくは二等無人航空機操縦士資格を保有する能美防災社員 又はドローンの操縦に対する社内技術認定（二等無人航空機操縦士資格同等以上）を取得した能美防災社員 【点検実施に必要な人数】 2名以上 【不具合時のサポート体制】 能美防災 総合ソリューション部企画グループ、CS 設備本部 CS 営業部にて行う。 【機器の校正】 10年 【その他】 なし
技術詳細 URL	https://www.nohmi.co.jp/information/k/20250121.html
その他参考画像等	  

	
更新履歴	

第11 自動火災報知設備（使用可能範囲のみ記載）

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 使 用 可 能 範 囲
感 知 器	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	本項目で使用可能。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	本項目で使用可能。
音 響 装 置	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。	煙感知器を作動させる場合は、本項目で使用可能。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動状況を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報するこ	煙感知器を作動させる場合は、本項目で使用可能。

			と。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあっては、この限りでない。 (7) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (4) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (9) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。															
蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	(1) 第 11－2 表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第 11－2 表 <table><tr><th rowspan="2">警戒区域数</th><th colspan="3">試験感知器個数</th></tr><tr><th>熱感知器</th><th>煙感知器</th><th>炎感知器</th></tr><tr><td>50 以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50 以下	1	1	1	51 以上	2	2	2	煙感知器を作動させる場合は、本項目で使用可能。
警戒区域数	試験感知器個数																	
	熱感知器	煙感知器	炎感知器															
50 以下	1	1	1															
51 以上	2	2	2															
二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び警戒区域の表示の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。	煙感知器を作動させる場合は、本項目で使用可能。															

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技 術 カ タ ロ グ 使 用 可 能 範 囲
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	所定の感度試験器により確認する。	ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。ただし、可搬式の煙感知器用感度試験機を用いて、感知器を取り外した場所で直ちに感度の試験を行い、感度が正常であることを確認できたものを再度取り付ける場合は、代替えの感知器を設置しないことができる。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置（中継器又は受信機等）において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。 (イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。	技術カタログ使用可能範囲 ア（エ）で使用可能。
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	煙感知器を作動させる場合は、本項目で使用可能。